

Ⅲ 風水害等編

目次

Ⅲ 風水害等編

第1章	風水害対策	1
第1節	風水害予防対策	1
第2節	風水害の応急対策	11
第2章	情報収集・伝達	19
第1節	防災気象情報等の収集および関係機関等との情報共有	20
第2節	気象情報、警報等の伝達	25
第3節	避難情報の発令等	39
第3章	医療救護対策	46
第4章	交通およびライフラインの確保	47
第5章	物流・備蓄・輸送対策	48
第6章	被災者・避難者対策	49
第1節	避難誘導	49
第2節	避難所の指定、開設、運営管理	51
第3節	水害時要支援者対策	56
第7章	区民生活の早期再建	57
第1節	障害物の除去・消毒	57
第2節	区民生活の早期再建	59
第8章	富士山噴火降灰対策	60
第1節	富士山の現況等	60
第2節	降灰対策	64
第9章	その他の応急対策活動	70
第1節	小災害応急対応	70
第2節	区民の避難を伴う災害の対策	71
第3節	不発弾等の処理活動	72

第1章 風水害対策

区はこれまで、ハード、ソフトの両面から、様々な風水害対策に取り組んできました。

令和3年3月に改定した練馬区総合治水計画では、令和19年度末までの流域対策目標72.5万 m^3 の達成に向け、公共・民間施設への雨水流出抑制施設設置による流域対策を進めています。

「防災の手引」と「練馬区水害ハザードマップ」を区内全戸に配布し、区内の浸水リスクや風水害時における情報収集、避難等について周知しています。また、毎年出水期前には、区職員が浸水リスクの高い地区や土砂災害警戒区域等の住居を戸別訪問し、注意喚起の呼びかけ、リーフレットの配布等を行っています。

地域の災害リスクや防災情報をまとめた「地域別防災マップ」は、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成を進めています。マップ完成後も水災害に備えた訓練実施を継続的に支援しています。また、土砂災害警戒区域等に指定されている地域では、地域住民や防災関係機関と連携した避難訓練を実施しています。

第1節 風水害予防対策

水害に強い、安全・安心なまちづくりに向け、洪水対策（総合的な治水対策）、土砂災害対策、浸水対策を推進します。

第1款 豪雨対策【危機管理室、土木部、東京都第四建設事務所】

近年、急激な都市化に伴い流域の保水・遊水機能が低下し、雨水の流出量が増大したため、集中豪雨等によるいわゆる都市型水害が発生しています。

こうした都市型水害を防止するためには、河川や下水道の整備を促進するとともに、流域全体の雨水流出量を抑制する必要があります。

1 豪雨対策に関する東京都および区の計画等

(1) 東京都豪雨対策基本方針

東京都は、「東京都豪雨対策基本方針」において、頻発する局所的集中豪雨に対する、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの取組の方向性を、以下のように定めています。

① 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、概ね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75mm、多摩部時間65mm）の降雨に対し、床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

② 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

③ 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や、豪雨災害に関する情報の提供、災害発生時の体制の整備等により避難方策を強化する。

（出典：東京都地域防災計画 風水害編）

(2) 練馬区総合治水計画

区は、雨水の流出を抑制する流域対策の整備を昭和57年頃から実施してきました。

平成2年度には、河川や下水道への負担を軽減することを目的とした「練馬区総合治水計画」を策定しました。その後、東京都および流

域自治体で構成される東京都総合治水対策協議会で策定された流域別豪雨対策計画に基づき、平成23年度に改定し、区内全域の流域対策量55.5万 m^3 （時間5mm降雨相当）と対策目標を定め、流域対策を実施してきました。

豪雨対策を強化するため、東京都が区部の目標に掲げた時間75mmの降雨に対応できるよう、練馬区総合治水計画を令和3年3月に改定し、これまでの対策と合わせて令和19年度末までの目標対策量を72.5万 m^3 （時間10mm降雨相当）としました。

令和4年度末までに60.1万 m^3 の流域対策を行い、目標値の約8割を達成しています。東京都が実施している河川・下水道の整備と連携して、時間75mmの降雨に対する水害対策を促進していきます。

なお、東京都は、気候変動の影響を踏まえた「東京都豪雨対策基本方針」の改定に向けて検討を進めており、その結果を踏まえて練馬区総合治水計画を見直します。

2 洪水浸水想定区域の指定

水防法第14条第2項の規定により、区内のすべての河川（石神井川、白子川、江古田川）は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、東京都は、想定し得る最大規模の降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しています。

【洪水予報河川】

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川です。国土交通大臣または都道府県知事は気象庁長官と共同で水位や流量の予報を行います。流域面積が大きい河川などが対象となります。区内では、石神井川が該当します。

【水位周知河川】

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川です。国土交通大臣または都道府県知事は、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行います。流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となります。区内では、白子川が該当します。

3 練馬区水害ハザードマップの作成

水防法により、東京都は想定し得る最大規模の降雨等に対応した浸水想定を実施し、区はこれに応じた避難方法等を区民に適切に周知するためにハザードマップを作成することが必要とされています。区は、東京都が公表した「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月）」「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月）」「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」（令和3年3月）に基づき練馬区水害ハザードマップを作成しています。令和5年2月に石神井川が洪水予報河川に、令和5年4月に白子川が水位周知河川に指定されたことに伴い、また、令和6年2月に江古田川に洪水浸水想定区域が指定されたことに伴い、練馬区水害ハザードマップを改定しました。

このハザードマップには、河川の氾濫による外水氾濫や下水道の処理能力を超えた場合に発生する内水氾濫の浸水域やその程度、避難所等の情報を見やすく図示しています。

(1) 作成の目的

- ① 区民が住居周辺の浸水等の危険性を認識するとともに、近隣の避難所の場所を確認することで、避難等の対策を講じる資料とする。
- ② 予想される浸水深を知ることにより、区民が水害に強い生活様式の工夫を図る。
- ③ 区民、事業者が住居等を建築する際に、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。
- ④ 防災関係機関が、水防活動を円滑に行うための参考資料とする。

(2) 想定降雨

想定し得る最大規模の降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）

第2款 土砂災害対策【危機管理室、土木部、東京都建設局】

東京都内には、土砂災害のおそれのある箇所が約15,000箇所分布しています。これらの箇所すべてに対して、砂防堰堤の整備などのハード対策を実施することは、時間的、費用的に困難です。

そこで東京都では、人命の保護を最優先に災害対応力の向上・充実のため、「土砂災害対策の考え方（平成28年8月）」に基づき、施設の充実と強化（ハード対策）、防災意識の向上（ソフト対策）、自助努力への支援を3本柱とした、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を行っています。

1 土砂災害防止法

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新

規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するためのものです。

2 土砂災害警戒区域

東京都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう、土砂災害警戒区域を指定しています（土砂災害防止法第7条）。さらに、土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の許可制や建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止しています（土砂災害防止法第9条）。

練馬区内では、平成29年3月に土砂災害警戒区域が6箇所、土砂災害特別警戒区域4箇所、平成30年5月に土砂災害警戒区域10箇所、土砂災害特別警戒区域8箇所が指定されました。その後、令和2年11月に旭町二丁目地区の一部の土砂災害警戒区域1箇所、土砂災害特別警戒区域1箇所が斜面对策工事（特定開発工事）により指定要件が消失したため、指定解除されました。

令和6年3月1日現在、区内では15箇所の土砂災害警戒区域、11箇所の土砂災害特別警戒区域が存在します。

なお、平成28年3月および平成30年5月に板橋区で成増一丁目の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、旭町三丁目の一部がその指定区域に含まれています。

〔資料編 資料 30-032 参照〕

3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村に対して東京都と気象庁が共同して発表する情報です。

(2) 発表される情報

土砂災害警戒情報は、気象庁が提供する降雨予測等を利用して土砂災害の危険度を判断した結果に基づいて、大雨警報発表後に、区市町村単位に発表されます。

また補足情報として、都内を1km四方に区切った範囲毎の「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が防災無線ファクスおよびDISを通じて東京都から送付されます。

(3) 発表方法

東京都は、区に対して、防災無線ファクス、DIS、ホットライン、ホットメール等の手段を通じて伝達します。また、区民に対して、テレビ・ラジオ等の報道機関や携帯電話各社のサービス（ヤフー防災速報など）を通じて発表します。

区は、東京都からの土砂災害警戒情報の伝達を受けた場合は、区公式ホームページ、ねりま情報メール等を使用して区民へ周知します。

4 土砂災害防止に関する区の実施

(1) 土砂災害警戒情報の活用

東京都および気象庁から土砂災害警戒情報が発表されたとき、区内にある土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の状況を踏まえ、防災活動や避難情報等の判断に活用します。

(2) 情報の収集および伝達体制の整備

降雨の状況や土砂災害警戒情報、土木部の巡回、区民等からの通報等による情報の収集および区民への伝達体制を整備します。

(3) 避難所の開設および運営体制の整備

東京都や気象庁から発表される防災気象情報のほか、土木部の巡回等により土砂災害発生のおそれのある箇所が確認された場合には、避難所の開設の決定および避難情報の発令について検討します。

(4) 避難行動要支援者への支援体制の整備

避難行動要支援者に対する情報の伝達等の支援体制の整備を進めます。

(5) 防災意識の向上の推進

土砂災害警戒区域の周辺に居住する方に対し、平常時から土砂災害に関する周知等を行い、区民の防災意識の向上を図ります。

(6) 土砂災害警戒区域等における避難訓練の実施

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されている地域を対象に、町会・自治会、防災会、警察、消防等の関係機関と連携した土砂災害に対する訓練を、地域別防災マップを活用した訓練と合わせて実施します。

5 練馬区土砂災害ハザードマップの作成

区では、区民に対し土砂災害の危険性が高い地域や避難行動に必要な事前の備えについて周知するため、練馬区土砂災害ハザードマップを作成しています。

このハザードマップには、東京都が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、指定避難所の場所、区からの情報伝達手段、避難時の行動や持ち物など、あらかじめ確認しておくべき事項が記載されています。

第3款 暴風対策【危機管理室、産業経済部、都市整備部、環境部、土木部】

令和元年9月に発生した台風第15号（房総半島台風）では、台風の接近・通過に伴い、関東地方南部を中心に猛烈な風による被害が発生しました。特に千葉県では、ゴルフ練習場施設のネットの支柱や鉄塔、電柱の倒壊、その他多数の倒木により、大規模な停電をはじめとする甚大な被害が生じました。

区では、台風接近時など、あらかじめ暴風が予想されるときは、以下のような予防対策を行います。

1 飛来物・落下物対策

ゴルフ練習場、一定規模以上の建築に関する工事現場、ビニールハウス、老朽建築物等、暴風時の対策が必要な施設の所有者または管理者に対し、日頃から事前の安全対策を促しています。また、台風接近時には、電話等による注意喚起を行います。

区民に対しても、日頃の備えのひとつとして、台風接近時にはベランダ、庭など屋外に置いてある飛ばされやすいものを屋内に片付ける、自転車など大きなものを紐などで固定する、といった周知を区公式ホームページ、「防災の手引」などで行っています。

2 倒木対策

練馬区公共施設樹木管理要綱に基づき、街路樹や公共施設の樹木の点検を実施することにより、樹木の異常を早期に発見し、倒木予防対策を図ります。

また、私有地の保護樹木については、専門技術者による樹木診断を実施することで、樹木の異常を早期に発見し、所有者への適正管理を促しています。

第4款 地下街等への対応【危機管理室】

洪水浸水想定区域内の、地域防災計画に定められる地下街等の所有者または管理者は、洪水時の円滑な避難の確保および洪水時等の浸水の防止を図るための計画（避難確保・浸水防止計画）の作成と訓練の実施が義務付けられています（水防法第15条の2）。

区内において計画作成等の対象となる地下街等は、以下のとおりです。

名称	所在地
氷川台駅	練馬区氷川台三丁目38番18号

区は、対象施設に対し、計画の作成や訓練の実施について支援を行うと

Ⅲ風水害等編 第1章風水害対策

ともに、台風接近時などに施設が適切な行動がとれるよう防災気象情報や避難所開設状況等をメール、電話、その他有効な手段を活用して周知します。

第5款 要配慮者利用施設への対応【危機管理室】

洪水浸水想定区域内の、地域防災計画に定められる要配慮者利用施設（高齢者や障害者、乳幼児など避難に支援が必要な方が利用する施設）は、洪水時の円滑な避難のための計画（避難確保計画）の作成と訓練の実施が義務付けられています（水防法第15条の3）。

区は、洪水浸水想定区域内の対象施設に対し、計画の作成や訓練の実施について支援を行うとともに、台風接近時などに施設が適切な行動がとれるよう防災気象情報や避難所開設状況等をメール、電話、その他有効な手段を活用して周知します。

また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域の要配慮者施設の所有者または管理者に対しても避難確保計画の作成および訓練の実施が義務付けられていますが、区内の土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設はありません。

【資料編 資料 30-033 参照】

第6款 台風接近時における練馬区行政タイムライン【危機管理室】

区は、全庁の各部署が台風接近前に必要な防災対策を適切なタイミングかつ漏れのないように実行するため、「いつ（何時）」、「だれが（部署）」、「何を（防災対応）」するかを明記した練馬区行政タイムラインを作成しています。本タイムラインの適用については、関東に上陸する場合や台風の勢力・被害の可能性等を総合的に判断し、決定します。本タイムラインは、台風の最接近4日前から台風通過後までの区が行う防災対応を時系列で示しています。

区は、主に7月期訓練と合わせて、警察、消防とも連携し、訓練を実施しています。本タイムラインは、訓練の実施や、実際の災害対応を通じて、より実効性の高い計画に修正していきます。

本タイムラインの主な内容は下記のとおりです。

【台風最接近4日前】

- 練馬区行政タイムライン適用の決定
- 非常配備態勢の参集調整、開設する避難所の検討開始
- 区民・事業者等への飛散防止対策等の暴風対策の注意喚起の実施

【台風最接近3日前】

- 水災害応急対策本部の設置
- 区の事業・施設の休止の検討開始

【台風最接近2日前】

- 災害対策本部の設置
- 区の事業、施設の休止決定、区民への周知
- 開設避難所の決定、区民への周知
- 非常配備態勢の決定
- 区公式ホームページに台風関連情報をまとめて掲載
- 要配慮者利用施設への気象情報や避難所開設状況を連絡

【台風最接近前日】

- 避難所の開設
- 水災害時コールセンターの設置

【台風最接近当日】

- 避難所運営
- 警戒レベルに応じた避難指示等の発令

【台風通過後】

- 区立施設の被害状況の集約
- 区の事業、施設の再開
- 生活再建業務の開始

第7款 水防訓練【危機管理室、土木部、消防署】

1 練馬区・消防署における水防訓練

(1) 方針

水防法第32条第2項では、「指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。」と定められています。区はこの規定に基づき、様々な工法の習熟を図り、水災害に際し、水防部隊の合理的運用と能率的な水防活動を行うため、消防機関、防災関係機関と共同して水防訓練を実施しています。

(2) 参加機関

練馬区（危機管理室、土木部）、東京消防庁、消防団、都関係各局、警視庁、防災関係機関等

Ⅲ風水害等編
第1章風水害対策

(3) 訓練項目

次の全部または一部を訓練統括者が選択して実施します。

- | |
|----------|
| ① 部隊編成訓練 |
| ② 情報通信訓練 |
| ③ 本部運営訓練 |
| ④ 水防活動訓練 |

(4) 実施時期

出水期前

第2節 風水害の応急対策

大規模な風水害が発生した場合または発生のある場合に、水災害応急対策本部を設置するとともに、区その他の防災機関は、迅速な初動態勢による応急活動を開始します。

第1款 風水害時の組織態勢【危機管理室、土木部】

区では、気象状況等により洪水等の恐れがあるときは、危機管理室、土木部のほか関係部署により直ちに事態に即応した配備態勢をとります。

1 情報連絡態勢

危機管理室長は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害の規模が水災害時応急対策本部を設置するに至らない程度のものであるときに、情報連絡態勢を配備します。

(1) 配備基準

気象情報の「警報」もしくはこれに準じる災害に関する情報を受けた場合、またはその他の状況によりその必要があると認めたときに配備します（必要により「注意報」の場合も含む。）。

(2) 主な役割

災害に関する情報の収集、関係機関との連絡および職員動員の準備を主とした態勢とします。

※ 危機管理課長は、上記のように配備態勢をとる必要があるときは、土木部管理課長と協議した後、配備態勢の発令を危機管理室長に申請し、危機管理室長が態勢を発令します。

2 水災害応急対策本部

副区長は、情報連絡態勢以上の配備を必要とするときは、水災害応急対策本部を設置します。

水災害応急対策本部における指揮は、救援救護活動については危機管理室長が、水防活動については土木部長が執り、副区長がこれを統括します。

また、災害の規模または被害の拡大が予想されるときは、副区長は必要により関係部局の部長またはその他の者を水災害応急対策本部に招集し、指示を与えます。

(1) 設置基準

水防組織隊が設置された場合において、またはその他の状況により副区長が必要性を認めたときに、この態勢を発令します。

Ⅲ風水害等編 第1章風水害対策

なお、台風接近時には、練馬区行政タイムラインにおいて、台風最接近3日前に水災害応急対策本部を設置することとしています。

(2) 主な役割

災害の防御措置および救援救護活動に必要な準備を開始するほか、必要により危険が予測される地域をパトロールします。

(3) 人員態勢

区内の数か所に災害が発生すると予測される場合またはその他の状況により副区長が必要と認めたときに、応援できる職員を動員するため、第一次非常配備態勢を発令します。

また、石神井川および白子川の河川沿いのあらかじめ指定する拠点に職員を配置し、主に同河川近辺の予想される危険箇所をパトロールするとともに、区内の数か所に発生した災害の防御および救援救護に直ちに対処できる態勢とします。

※ 危機管理室が行う救援救護活動の主な内容は以下のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所の開設② 避難情報の発令③ 避難情報の発令を行った場合の地域住民の避難誘導④ 避難所への職員派遣⑤ 避難所において、名簿の作成や避難状況、対応状況等についての報告⑥ 給食、給水、生活必需品の給貸与⑦ 被災地の防疫、消毒、清掃等 |
|--|

※ 土木部が行う水防活動の主な内容は以下のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 道路、橋梁等の防災および応急復旧② 障害物の除去③ 河川の水位、流量および雨量の調査 |
|--|

3 災害対策本部への移行

練馬区の区域において、災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合で第2次非常配備態勢を発令する必要があるときに、区長は災対本部を設置して災対本部態勢へ移行することができます。

なお、台風接近時には、練馬区行政タイムラインにおいて、台風最接近2日前に災対本部を設置することとしています。

災対本部の設置、配備態勢・組織等については、「Ⅰ防災共通編 第2部 第2章 第3節」を準用します。

4 本部における決定事項

区は、練馬区行政タイムラインにより、台風最接近4日前から台風通過後までの時系列に沿って、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を

行います。台風以外の風水害に対しても可能な限り本タイムラインを準用し、対応します。

本部における主な意思決定事項は以下のとおりです。

(1) 区事業および区立施設の休止

① 休止の基準

区内鉄道路線（※1）および都内JRのうち、西武鉄道を含む2社以上の計画運休を伴う台風の接近時には、一部の事業・施設（※2）を除き、原則として休止とします。

ただし、鉄道の計画運休が発表されていない場合も、必要に応じて災対本部において気象情報等から事業の休止等を決定します。

② 休止の決定時期

区事業および区立施設の休止については、原則として、事業休止2日前を目途に決定します。

※ 区事業および区立施設の休止・継続に関する情報の集約は総務部が行います。

※ 区立施設のうち複合施設については、複合施設管理者（大家）が主体となり、対応を取りまとめます。

③ 事業・施設の再開

事業開始等は、鉄道の運行再開情報により、災対本部から再開の目安（※3）を指示します。なお、指示するにあたり、災対本部は区立施設の被害状況を考慮して判断します。

※1 西武池袋線・豊島線・新宿線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線、都営大江戸線

※2 区民が入所している施設、法令により受理義務がある事業（戸籍届出等）等

※3 再開の目安は次のとおりとします。

① 始発まで運行再開 : 通常通り事業再開

② 午前10時までに運行再開 : 午後から事業再開

③ 午前10時以降に運行再開 : 翌日から事業再開

(2) 開設避難所の決定

風水害時においては、区民が余裕を持って避難することができるよう、原則として、台風最接近2日前に開設する避難所を決定し、区公式ホームページ等で周知します。

また、原則として台風最接近の前日に避難所を開設します。

(3) 水災害時専用コールセンターの開設

区民からの台風に関連した問い合わせに対応するため、台風最接近2日前に水災害時専用コールセンターの開設について決定し、開設マニュアルに従い前日までに開設します。（コールセンター電話番号：03-5984-2569）

(4) 職員態勢の決定

円滑に避難所や水災害時専用コールセンターを運営するため、台風最接近2日前までに従事する職員を決定し、台風最接近前日までに開設ができるように必要な準備を行います。

(5) 避難情報の発令

区長は、区民の生命、身体を災害から保護するため、または、災害の拡大を防止するため、災害の恐れが高まった場合に警戒レベルに応じて避難情報を発令します。(第3章第3節 避難情報の発令等 参照)

第2款 現地対策本部の設置【危機管理室】

1 現地対策本部の設置

災対本部長は、被災地域または災害が予想される地域において、災対本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を設置することができます(災対法第23条の2)。

2 現地対策本部の目的

区内の特定の地域において避難情報の発令等が必要な大きな被害の発生が予想される場合、住民の速やかな避難誘導を行うなど、当該地域において応急対策を実施するための組織として、災対本部長の指示により、現地対策本部を設置します。

3 現地対策本部の所掌事務

現地対策本部の分掌事務は、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 関係機関との連絡調整に関すること(2) 現地対策本部内の役割調整に関すること(3) 災対本部長の指示による応急対策の推進に関すること(4) その他の緊急を要する応急対策の実施に関すること |
|--|

4 現地対策本部長

現地対策本部長は、災対本部長が指名します。災対本部長は現地対策本部長の指名にあたって、必要に応じて次の権限を委任します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 現地の避難指示等、警戒区域の設定(2) 現地の人的かつ物的応急公用負担 |
|--|

5 設置基準

現地対策本部の設置基準は、次のとおりです。

- (1) 予想される被害が局地的で、現地における応急対策を機動的かつ迅速に指揮する必要があると認めるとき
- (2) 土砂災害等が発生する恐れがあり、迅速かつ適切な避難の指示の決定・通報ならびにその他の応急対策を行うために必要と認めるとき

6 現地対策本部設置のための準備を開始する基準の例

- (1) 急傾斜地崩壊の兆候が現地で確認された場合
- (2) 河川の溢水が予想され、区民が屋外へ避難する時間が取れる場合
- (3) 上記以外の事象により、特定地域の住民避難が必要となった場合

7 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、災害が予想される地域にあり、かつ被害が及ぶ危険性が少ない区立施設から選定します。また、適切な区立施設が存在しない場合は、公園等のオープンスペースから選定します。

第3款 水防活動【危機管理室、土木部、消防署、東京都建設局】

「東京都地域防災計画 風水害編」では、「洪水などのおそれのある場合に、河川などを巡視し、危険な場合には土のう積みやシートを設置するなど、水害の被害を未然に防止・軽減する活動を総称して水防活動という」とされています。水防活動を実施する各機関の役割は以下のとおりです。

1 水防機関の活動

(1) 東京都

東京都は、気象状況等により、洪水、土砂災害等のおそれがあるときは、直ちに即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行います。

- ① 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、洪水予報、水位周知情報を連絡します。
- ② 気象状況や水位等に応じて河川等の警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講じます。
- ③ 水防作業に必要な技術上の援助を行います。
- ④ 水防作業に必要な資器材の援助を行います。
- ⑤ 他の水防機関との連絡、調整を行います。
- ⑥ 水防計画に定めた箇所雨量、水位等の観測を行います。
- ⑦ 洪水による著しい危険が切迫していると認められるとき、知事またはその命を受けた者が、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示します。

Ⅲ風水害等編
第1章風水害対策

- ⑧ 洪水による被害情報の収集を行います。
- ⑨ 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡するとともに事態に即応した措置を講じます。
 - ※ 練馬区は高潮および津波の被害想定区域には入っていないため、高潮および津波に関する記載は省略しています。

(2) 区

水防管理団体である区は、出水期前に河川、堤防、護岸等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めます。また、気象状況等により洪水の恐れのあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢を取るとともに、概ね次の水防活動を行います。

- ① 気象状況および水位に応じて管理者、消防機関と密接な連絡のもとに河川等の監視警戒を行います。監視警戒を行うにあたっては、水防上注意を要する洪水箇所【資料編 資料 30-030 参照】を優先箇所とし、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じます。
- ② 水防作業に必要な技術上の指導、必要な資機材の調達を行います。
- ③ 次の場合には、消防機関に対し出動を要請します。この場合、直ちに東京都建設局（水防本部）に報告するものとします。

ア 水位が警報2（危険水位）に達し、危険の恐れがあるとき イ その他水防上必要と認めたとき
--

- ④ 水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または現場にある者をして、水防に従事させることができます。
- ⑤ 護岸その他の施設が崩壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知します。崩壊したときは、できる限り被害が拡大しないように努めます。
- ⑥ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退きまたはその準備を指示することができます。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知します。
- ⑦ 水防のため緊急の必要があるときは、現場の秩序または保全維持のため警察署長に対し、警察官の出動を求めます。
- ⑧ 水防のため必要があるときは、都や他自治体等の他の水防管理者に対し、応援を求めます。応援のために派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動します。
- ⑨ 水防のため緊急の必要があるときは、東京都知事に対し自衛隊の派遣を要請できます。
- ⑩水防活動を行うにあたり、危機管理室と土木部は下記の情報を相互で共有します。

【危機管理室】

避難所の開設状況、関係機関から収集した情報、気象状況の今後の予測など

【土木部】

監視警戒で確認された浸水危険箇所、土砂災害警戒区域等の状況、冠水時の道路封鎖状況、その他現場の河川等の状況など

(3) 消防機関

消防署は、災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して気象、水位の状況、水災および土砂災害に関する情報、被災者の安否情報、水防活動状況、救出・救護および災害時に配慮が必要な方への支援の呼びかけ等に重点をおき、的確な広報活動を実施します。

なお、消防署および消防団が分担する水防活動等は、概ね次のとおりです。

- ① 消防署は、気象状況により、必要に応じて水防態勢や、水防非常配備態勢を発令し、情報収集や災害即応体制を強化します。なお、水防第1非常配備態勢の発令をもって、所要の水防部隊を編成します。
- ② 消防・救急無線、消防電話および各種通信手段を活用し、消防団および各防災関係機関と情報連絡を行います。
- ③ 災害の発生状況、水防活動状況等について情報収集し、防災関係機関と情報交換を図ります。
- ④ 河川、護岸等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- ⑤ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限しまたはその区域から退去を命ずることが出来ます。
- ⑥ 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域内に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させることが出来ます。
- ⑦ 護岸その他の施設が崩壊したときは、消防機関の長は直ちに防災関係機関に通知します。崩壊したときは、できる限り被害が拡大しないように努めます。
- ⑧ 消防機関の長は、区から出動の要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行います。

2 決壊時の措置

(1) 決壊の通報およびその後の措置

- ① 堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者（区長）、警察または消防機関の長は、直ちに

Ⅲ風水害等編

第1章風水害対策

関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にします。

- ② 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。

(2) 立退き

- ① 洪水等により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事およびその命を受けた東京都職員または水防管理者（区長）は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退きまたは準備を指示します。

この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知します。

- ② 立退きまたはその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者（区長）と協力して救出または避難誘導します。
- ③ 水防管理者（区長）は、警察署長および消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先および経路について必要な措置を講じておきます。

3 公用負担

(1) 公用負担権限

水防管理者（区長）または消防機関の長は、水防上緊急の必要がある現場において、土地、資材、運搬具・器具を使用し、もしくは資材を収容し、または障害物を処分する公用負担の権限を行使します（水防法第28条）。

(2) 公用負担権限証明

水防管理者（区長）または消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者から委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示します。

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずるべき者に手渡します。現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において速やかに処理します。

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、区は時価によりその損失を補償します。

第2章 情報収集・伝達

災害発生時または発生するおそれがある場合、区は災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、適切に災害応急対策を実施するため、的確な情報収集および伝達を行う必要があります（災対法第51条第1項）。

また、区が収集・把握した情報は、関係機関等と共有し、相互に連携して災害対応を実施する必要があります（同法第51条第3項）。

特に風水害時には、区民が適切な避難行動をとることができるよう、区は、収集・把握した気象情報や災害・避難情報などを、迅速かつ確実に区民に伝達することが必要となります。

区は、関係機関と協力し、情報の早期収集に努めるとともに、様々な手段で区民に情報伝達を行います。

第1節 防災気象情報等の収集および関係機関等との情報共有

災害情報を早期に収集し、関係機関と情報を共有・連携して災害応急対策を実施します。

第1款 東京都からの情報収集および共有【危機管理室】

1 気象情報等

東京都は、警報、重要な注意報、災害に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、または自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある区市町村等へ通報します。また、大雨による土砂災害発生危険性の高まったときは、気象庁と東京都は共同して土砂災害警戒情報を発表し、区市町村等へ伝達します。

通報・伝達された情報は、区市町村長の避難情報の判断や住民の自主避難の参考になるものであるため、確実に区市町村へ伝達されるとともに、東京都、区市町村、防災関係機関との間で共有されることが重要です。しかし、担当者不在時や夜間など情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定されるため、東京都では、平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、東京都と区市町村等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保しました。

また、東京都は気象警報発表時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信し、情報を共有します。

2 流域に関する情報（石神井川・白子川・江古田川）

(1) 情報の共有の必要性

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫が、ほとんど同時またはわずかな時間差で起こる可能性が高いと見込んでいます。

水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難指示などを行います。集中豪雨では時間的制約のため、このような措置が困難な場合があります。

そのため、東京都は同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファクスなどにより、区市町村の避難情報の発令等に有用な情報を提供します。

また、東京都は、洪水予報河川および水位周知河川の流域の区市を対

象に、避難指示などの発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長および各自治体の防災担当者へ直接送信するホットメールを運用しています。

区では、東京都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から石神井川・白子川・江古田川の流域内の他区市と連携し、必要な情報（避難指示などの必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図ります。

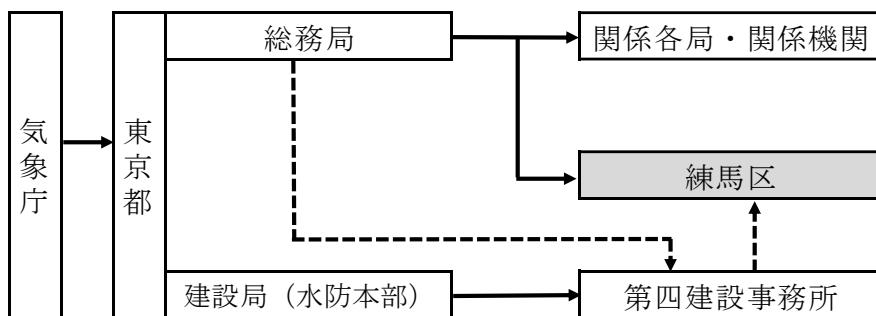
(2) 情報の内容

東京都は、石神井川・白子川・江古田川の流域内の区市に対して、必要に応じて次のような情報を提供します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 石神井川・白子川・江古田川の流域の区市が発令した避難指示等 ② 石神井川・白子川・江古田川の流域の区市からの浸水状況報告等 ③ 避難が必要な区域 ④ 石神井川・白子川・江古田川の流域の水位・雨量状況 ⑤ その他 |
|---|

3 東京都水防計画における情報伝達系統図

(1) 気象情報の伝達系統図



- 基本系（情報伝達の第1系統）
- - - 補助系（確実な伝達を図るための第2系統）

常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る

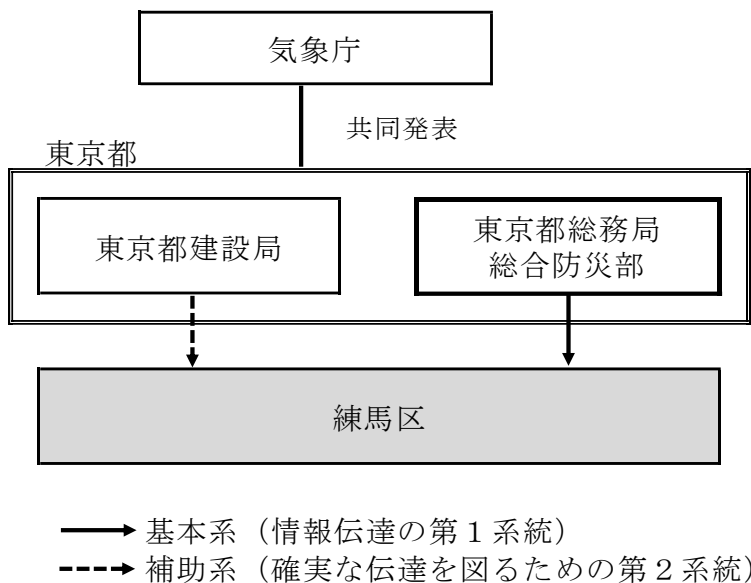
- ・気象庁が発表した気象情報は、報道機関を通じて区民にも伝達。
- ・気象庁が発表した気象情報は、総務省消防庁およびN T T東日本（特別警報、警報）を通じて練馬区に伝達。

Ⅲ風水害等編

第2章情報収集・伝達

(2) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

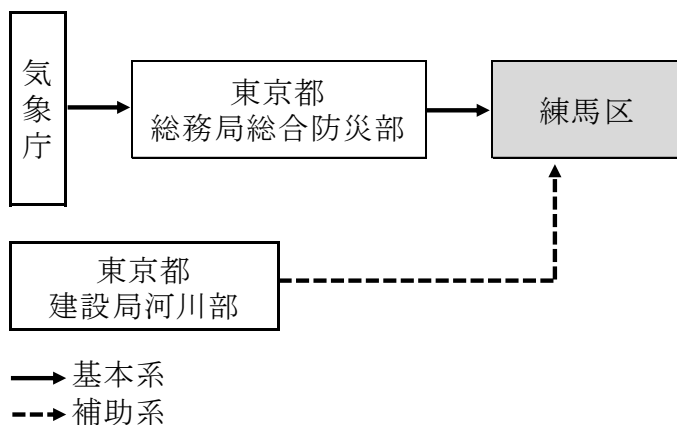
東京都と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとします。



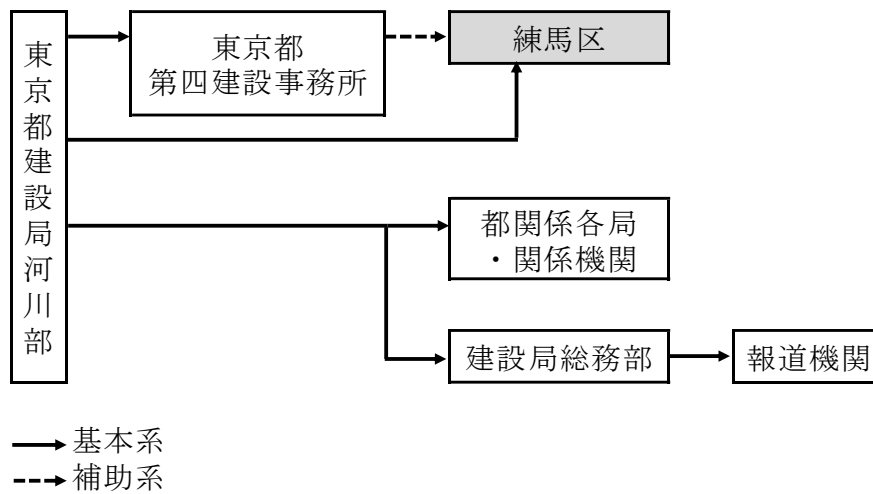
(3) 洪水予報・水位周知伝達系統図

石神井川、白子川の氾濫危険情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとします。

【石神井川】



【白子川】



※白子川の浸水域は埼玉県に及ぶため、東京都建設局河川部から埼玉県県土整備部河川砂防課へも情報伝達する。

第2款 被害状況の報告【危機管理室】

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被災状況等について、次により東京都に報告します。なお、東京都に報告ができない場合は、国（総務省消防庁）に報告します。

1 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（DIS）の入力によります。ただし、システム障害等によりDISに入力できない場合は、電話、ファクス等により報告します。

2 報告事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害状況（「被害程度の認定基準」に基づく。）
- (5) 災害に対して既にとった措置および今後とろうとする措置
- (6) 救助法適用の要否および必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

第3款 隣接自治体からの情報収集および共有【危機管理室】

台風接近時など、風水害の発生が予想される場合、区は、隣接する全ての区市との間で、避難所の開設状況の情報共有、避難者の相互受入れ、その他災害情報の共有を行うこととしています。

第4款 その他の情報収集手段【危機管理室、土木部】

避難指示等の発令など災害時に適切な判断を行うため、東京都や隣接自治体から伝達される情報のほか、区は以下の手段等により積極的に情報収集を行います。

1 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

気象庁東京管区气象台は、大雨時等において東京都および区市町村における避難指示の判断等の防災対策を支援するため、東京都および区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な専用電話（ホットライン）を設置し、運用しています。

また、区は、避難指示の判断や防災体制の検討を行う際などに、気象庁東京管区气象台に対し、直接、気象状況とその見通しを照会します。

2 水位計等による観測および河川等の監視警戒

風水害時には、区および東京都が設置している水位計、観測カメラ等により、区内河川および下水道幹線の水位の状況を確認します。

また、気象状況および水位に応じて、浸水や土砂災害の発生するおそれのある地域のパトロールを行います。

パトロールの結果、異状や災害発生の兆候を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じます。

3 民間の気象情報提供サービスの利用

近年の局所的集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対応するためには、より詳細で迅速な気象情報の入手が必要です。そのため、区では水災害に対し、適切かつ迅速な判断をするため、民間の気象情報提供事業者による気象状況提供サービスを利用して情報の収集を行います。

4 区民からの通報等

災害発生のおそれがある異常な現象を発見した区民等から区へ通報があったときは、直ちに現場をパトロールし、災害発生またはその兆候があると確認した場合は、関係機関に連絡します（災対法第54条）。

第2節 気象情報、警報等の伝達

発災前の気象情報や警報、水位情報等の収集を速やかに行い、区民および防災関係機関に伝達します。

第1款 区民に対する情報の伝達手段【危機管理室、区長室】

風水害時に、区民に対し確実に情報伝達を行うため、区は、可能な限り多様な手段を組み合わせることで情報を伝達します。

そのため、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が配信される「プッシュ型」の伝達手段と、受け手側が能動的な操作で必要な情報を取りに行く「プル型」の伝達手段を組み合わせることで情報の伝達を行います。

情報伝達には、以下の手段を活用します。なお、各手段の活用方法については、「Ⅱ防災本編 第1章 第1節 情報通信の確立」の記載を準用します。

- ①同報系防災行政無線
- ②ねりま情報メール
- ③SNS
- ④緊急速報メール

緊急速報メールは、区が災害時に発令する避難指示【警戒レベル4】と緊急安全確保【警戒レベル5】の避難情報を区民に周知する時に使用します。

- ⑤Lアラート

東京都災害情報システム(DIS)に情報を入力することで、避難情報である高齢者等避難【警戒レベル3】、避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】をLアラートを通じて発信します。

- ⑥区公式ホームページ
- ⑦ヤフー防災速報
- ⑧広報車の活用

Ⅲ風水害等編

第2章情報収集・伝達

【風水害時の情報伝達手段と伝達内容】

	伝達手段	情報の内容
1	同報系防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ●避難指示等の発令情報（警戒レベル4、5） ●気象特別警報
2	ねりま情報メール	<ul style="list-style-type: none"> ●気象情報 ●河川の水位情報 ●避難所開設状況 ●区事業・施設の休止状況 ●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5） ●その他、停電情報や区立施設の混雑状況・被害状況など台風関連全般
3	SNS	<ul style="list-style-type: none"> ●気象情報 ●避難所開設状況 ●区事業・施設の休止状況 ●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5） ●その他、停電情報や区立施設の混雑状況・被害状況など台風関連全般
4	緊急速報メール	<ul style="list-style-type: none"> ●避難指示等の発令情報（警戒レベル4、5）
5	Lアラート	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所開設状況 ●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5）
6	区公式ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ●気象情報 ●避難所開設状況 ●区事業・施設の休止状況 ●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5） ●その他、停電情報や区立施設の混雑状況・被害状況など台風関連全般
7	ヤフー防災速報	<ul style="list-style-type: none"> ●気象情報 ●区事業・施設の休止状況 ●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5） ●その他、停電情報や台風関連全般
8	広報車	<ul style="list-style-type: none"> ●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5）

第2款 伝達する情報【危機管理室、土木部】

1 気象情報

(1) 気象警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときは「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときは「警報」が現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表されます。

気象庁は、対象となる現象や災害の内容によって以下のとおり7種類の警報、16種類の注意報、5種類の早期注意情報を発表します。

警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
早期注意情報	大雨、暴風（暴風雪）、大雪、波浪、高潮

警報や注意報は、気象要素（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さなど）が基準に達すると予想した区域に対して発表されます。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表されることがあります。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用されることもあります。

練馬区の「警報・注意報発表基準一覧表」は以下のとおりです（令和5年6月8日現在 出典：気象庁ホームページ）。

Ⅲ風水害等編
第2章情報収集・伝達

練馬区	府県予報区		東京都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村をまとめた地域		23区西部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	139
	洪水	流域雨量指数基準		白子川流域=8.1
		複合基準 ※	石神井川流域=(20, 7, 2) 白子川流域(18, 7, 2)	
		指定河川洪水予報による基準	石神井川 [向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]	
	暴風	平均風速		25m/s
	暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準		14
		土壌雨量指数基準		118
	洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域=9.5 白子川流域=6.4
		複合基準 ※	石神井川流域=(11, 6, 1) 白子川流域=(10, 5, 3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速		13m/s
	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雪等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%		
	なだれ			
	低温	夏季(平均気温): 平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬季(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下		
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃の時			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に気象庁が発表し、最大限の警戒を呼びかけるものです。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりです。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(出典：気象庁ホームページ)

東京都は、気象庁から特別警報の通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに関係区市町村長に通知します。

区は、特別警報について、東京都、総務省消防庁等から通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに区民および関係機関に周知します。

(3) 竜巻等の激しい突風の発生する恐れがある時の情報

○ 予告的な気象情報

発達した低気圧などにより大雨などによる災害が予想される場合、通常半日～1日程度前に、予告的な気象情報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風も予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかけます。

○ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかけますが、竜巻などの激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかけます。

○ 竜巻注意情報

竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れた都道府県などを対象に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表します。発表から1時間程度は竜巻などの激しい突風に対する注意が必要です。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞込みや刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができます。

○ 竜巻発生確度ナウキャスト

10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさを実況と1時間先まで

Ⅲ風水害等編

第2章情報収集・伝達

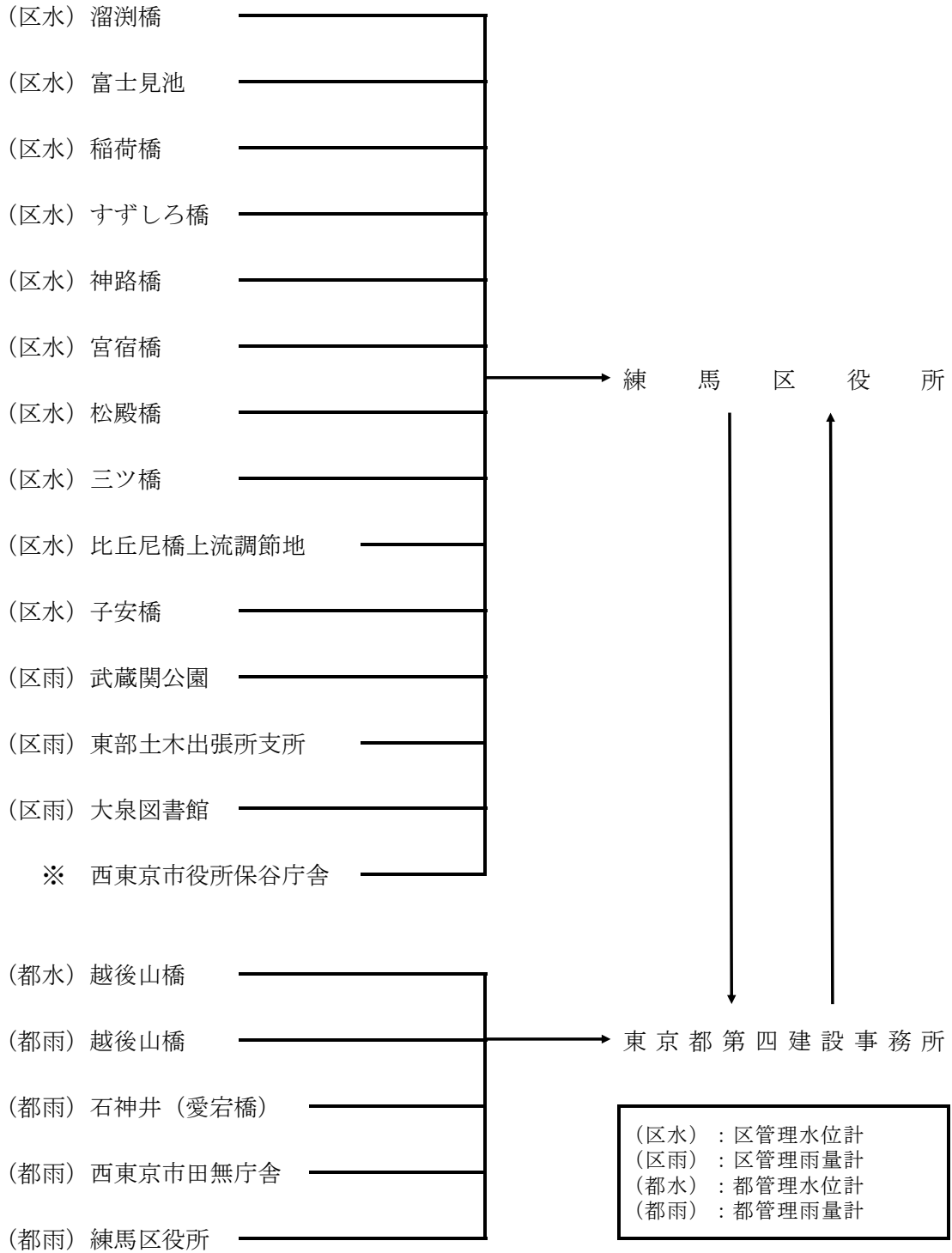
の予測により10分ごとに提供します。発生確度1や2は、「竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味します。

(出典：気象庁ホームページ)

2 雨量、水位に関する情報

(1) 水位雨量等観測装置

練馬区管内の石神井川および白子川の各水位・雨量データを遠隔観測・自動記録するものです。



※区が管理する転送装置により、西東京市が管理する雨量計のデータを区に転送しています。

Ⅲ風水害等編

第2章情報収集・伝達

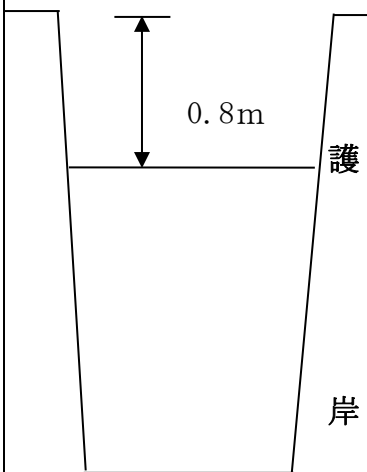
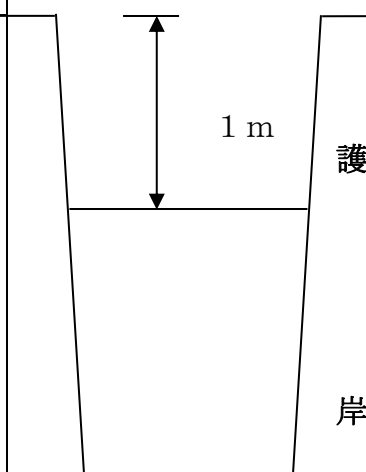
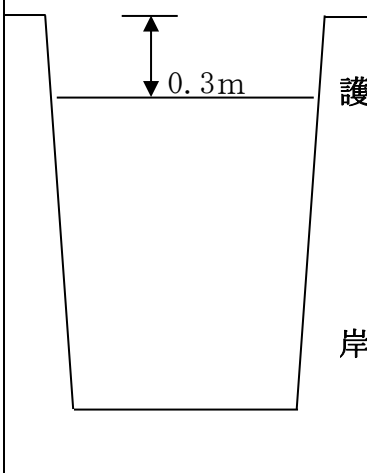
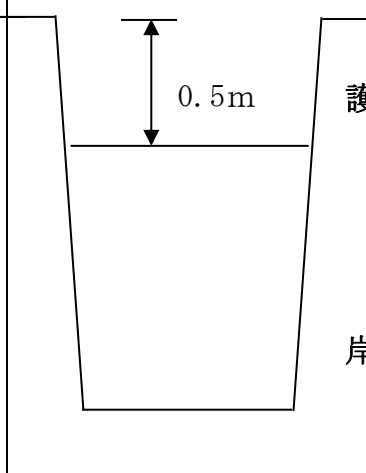
(2) 水位警報局

区では、河川の水害による被害軽減のため、次の水位警報局を設置しています。

水位警報局内に設置されている水位計が、警報1（警戒水位）または警報2（危険水位）に達すると、付近住民に自動的に注意を促すアナウンスが流れます。

水位警報局	概要
関町 (水位計：富士見池、稲荷橋) (石神井川の関町地区に設置)	水位計のいずれかが設定水位に達すると、アナウンスが流れます。 アナウンスと同時に練馬区役所および石神井消防署関町出張所に自動通報されます。
すずしろ橋 (水位計：すずしろ橋) (石神井川の富士見台・高野台地区に設置)	水位計の設定水位に達するとアナウンスが流れます。 アナウンスと同時に練馬区役所に自動通報されます。
神路橋 (水位計：神路橋) (石神井川の向山・高松地区に設置)	水位計の設定水位に達するとアナウンスが流れます。 アナウンスと同時に練馬区役所に自動通報されます。
比丘尼橋上流調節池 (水位計：三ツ橋 ・比丘尼橋上流調節池) (白子川の比丘尼橋上流調節池に設置)	水位計のいずれかが設定水位に達すると、アナウンスが流れます。 アナウンスと同時に練馬区役所に自動通報されます。

水位警報装置による警報の内容（関町水位警報局の場合）

警報 1 （警戒水位）	富士見池	稲荷橋	チャイム音 ×1回 「こちらは練馬区 です。ただいま石 神井川の水が増え ておりますのでご 注意ください」 のアナウンス×2回 サイレン 20秒吹鳴 ×5回 以上を30分ごとに 放送します。
			
警報 2 （危険水位）	富士見池	稲荷橋	サイレン 8秒吹鳴 ×10回 「こちらは練馬区 です。ただいま 石神井川の水が あふれるおそれ が発生しまし た」 のアナウンス×2回 以上を30分ごとに 放送します。
			

Ⅲ風水害等編

第2章情報収集・伝達

(3) 洪水予報河川の氾濫危険情報（石神井川）

東京都と気象庁は、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川と指定し、洪水予報（氾濫危険情報）を共同発表します。氾濫危険情報は、基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれる場合に、東京都水防計画に定める水防関係機関に氾濫危険情報を通知します。区内の河川では、石神井川が令和5年2月に洪水予報河川に指定されています。

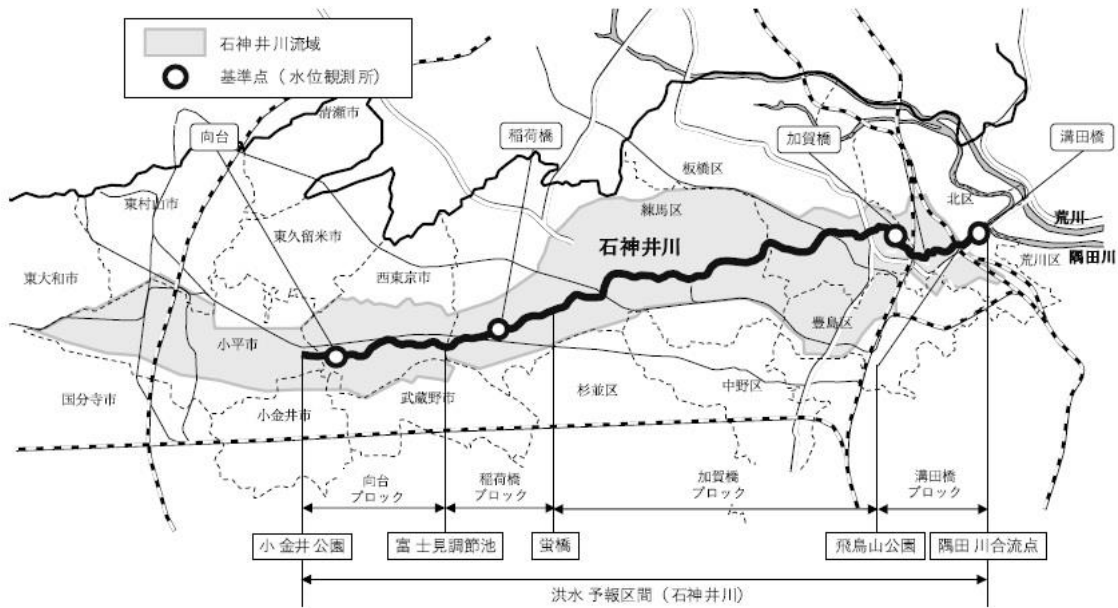
① 洪水予報の発表基準水位

観測所名	所在地	氾濫危険水位	氾濫発生水位
向台	西東京市 向台	58.64m	59.12m
稲荷橋	練馬区 石神井台	46.78m	47.51m
加賀橋	板橋区 加賀	14.50m	16.50m
溝田橋	北区 堀船	4.70m	5.42m

基準：A.P.*

※ Arakawa Peil・・・荒川工事基準面。東京湾霊岸島量水標の目盛による基準面零位を基準とする基本水準面。

② 石神井川基準点位置図



※令和5年度東京都水防計画より引用

③ 洪水予報河川の範囲 (石神井川)

区 間		基準地点	東京都担当 建設事務所
左岸	自 小平市花小金井南町 (小金井公園) 至 西東京市東伏見三丁目 (富士見調節池)	向台	北多摩南部 建設事務所 ・北多摩北部 建設事務所
右岸	自 小平市花小金井南町 (小金井公園) 至 西東京市東伏見三丁目 (富士見調節池)		
左岸	自 練馬区関町北三丁目 (富士見調節池) 至 練馬区石神井台一丁目 (蛍橋)	稲荷橋	第四 建設事務所
右岸	自 練馬区関町北三丁目 (富士見調節池) 至 練馬区上石神井三丁目 (蛍橋)		
左岸	自 練馬区石神井台一丁目 (蛍橋) 至 北区王子本町一丁目 (飛鳥山公園)	加賀橋	
右岸	自 練馬区上石神井三丁目 (蛍橋) 至 北区滝野川二丁目 (飛鳥山公園)		
左岸	自 北区王子本町一丁目 (飛鳥山公園) 至 北区堀船三丁目 (隅田川合流地点)	溝田橋	第六 建設事務所
右岸	自 北区滝野川二丁目 (飛鳥山公園) 至 北区ほり (飛鳥山公園)		

④ 洪水予報の種類と発表基準（東京都）

種 類	発 表 基 準
石神井川 氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき。 あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
石神井川 氾濫注意情報 解除	全ての基準地点の推移が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき。

(4) 水位周知河川の氾濫危険情報（白子川）

東京都は、水位周知河川（洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川）を指定し、氾濫危険水位に達した場合は直ちに、東京都水防計画に定める水防関係機関に氾濫危険情報を通知します。

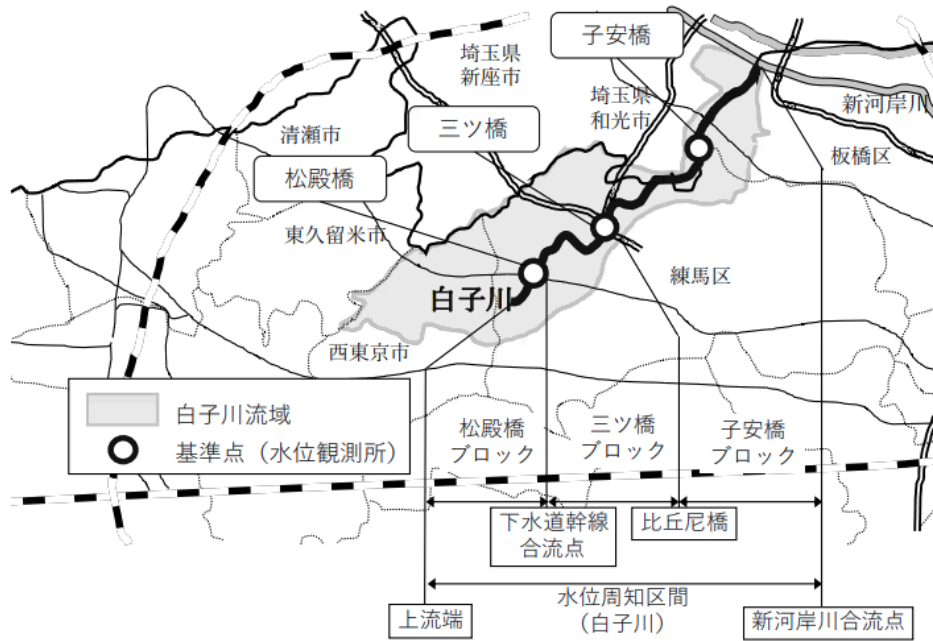
区内の河川では、令和5年4月に白子川が水位周知河川に指定されています。

① 水位周知の発表基準水位

観測所名	所在地	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫発生水位
松殿橋	練馬区東大泉	44.06m	44.87m
三ツ橋	練馬区東大泉	35.81m	36.54m
子安橋	練馬区旭町	16.59m	17.06m

基準：A.P.

② 白子川基準点位置図



※令和5年度東京都水防計画より引用

③ 水位周知河川の範囲（白子川）

区 間		基準地 点	東京都担当 建設事務所
左岸	自 練馬区南大泉四丁目（上流端） 至 練馬区西大泉一丁目（宮の橋上流）	松殿橋	第四建設事務所
右岸	自 練馬区東大泉七丁目（上流端） 至 練馬区東大泉四丁目（宮の橋上流）		
左岸	自 練馬区西大泉一丁目（宮の橋上流） 至 練馬区大泉町六丁目（比丘尼橋）	三ツ橋	
右岸	自 練馬区東大泉四丁目（宮の橋上流） 至 練馬区東大泉二丁目（比丘尼橋）		
左岸	自 練馬区大泉町6丁目（比丘尼橋） 至 埼玉県和光市下新倉六丁目 （新河岸川合流点）	子安橋	
右岸	自 練馬区東大泉二丁目（比丘尼橋） 至 板橋区美園二丁目（新河岸川合流地点）		

④ 水位周知の種類と発表基準（東京都）

種 類	発 表 基 準
白子川 氾濫危険情報	基準点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
白子川 氾濫注意情報 解除	全ての基準点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき。

3 土砂災害警戒情報

(1) 発表の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、区市町村が防災活動や避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うための支援および住民の自主的な避難判断等の参考となるように区市町村毎に発表されます。

(2) 発表方法

土砂災害警戒情報は、東京都と気象庁が共同で発表します。東京都は、土砂災害防止法第27条に基づき、土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、あらかじめ定めた降雨量の警戒基準により、土砂災害警戒情報を関係のある区市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じます。

気象庁は、気象業務法第13条に基づき大雨注意報・警報を通知するとともに、同法第11条に基づいた気象情報の1つとして、土砂災害警戒情報を関係機関に通知します。

区は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、情報の内容を把握するとともに、状況の的確な把握に努め、警戒態勢の構築や住民に対する避難指示等の円滑な発令に活用します。

第3款 要配慮者利用施設への情報伝達【危機管理室】

浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、風水害時における利用者の円滑な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、区に提出することとなっています。（対象施設は【資料編 資料30-033】を参照）

区は、提出された避難確保計画に記載されている連絡方法に従い、風水害時には各施設に対して気象情報や避難所開設状況などの情報を伝達します。

なお、台風接近時には、台風最接近の2日前から情報伝達を開始します。

第3節 避難情報の発令等

区民の生命または身体を災害から保護するため、必要に応じて避難指示等の判断・発令を行い、伝達します。

第1款 区民の避難行動を促す情報【危機管理室】

災対法では、住民の生命、身体を災害から保護するために、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされています。

災対法に基づき、区民の避難が必要と判断した場合には、区長はその状況に応じた避難情報を発令します。

発令する避難情報、警戒レベルおよびそれに対応した避難行動は以下のとおりです。

1 高齢者等避難（警戒レベル3）

災対法第56条第2項に基づき、高齢者等（要配慮者やその支援者）の避難に時間のかかる区民に避難を促すために発令します。

高齢者等以外の区民に対しても、必要に応じ普段の行動の見合わせ、避難の準備、自主的な避難等の行動を促します。

2 避難指示（警戒レベル4）

災対法第60条第1項に基づき 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するために発令します。避難指示を発令した地域のうち、低層階や平屋の居住者など、自宅等に留まると身の安全を確保できない区民に対して、立退きを指示します。

一方で、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能である区民には、必ずしも立退き避難を指示せず、屋内安全確保（垂直避難）を促します。ただし土砂災害については、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないため、立退き避難を基本とします。

3 緊急安全確保（警戒レベル5）

災対法第60条第3項に基づき、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、立退き避難がかえって生命に危険が及ぶおそれが

Ⅲ風水害等編

第2章情報収集・伝達

あり、緊急を要するときに発令します。

緊急安全確保を発令した地域において、避難中の区民が確実な避難行動を完了するよう促します。いまだ危険な場所にいる区民等に対しては、高所への移動、近くの堅固な建物への退避等、身の安全を可能な限り確保するために相対的に安全である場所への移動を求めます。

【警戒レベルと避難行動および防災気象情報の関係】

	発令種別	避難行動	防災気象情報等
警戒レベル5	緊急安全確保	すでに災害が発生、または、切迫している状況。命を守るため、最善の行動。	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨特別警報 ●氾濫発生情報 ●キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒）
警戒レベル4	避難指示	危険な場所にいる人は全員速やかに避難先へ避難。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難。	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報 ●キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） ●氾濫危険情報
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所にいる避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者は避難。 その他の人は、避難の準備。	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨警報（土砂災害） ●洪水警報 ●キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤）
警戒レベル2	—	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	<ul style="list-style-type: none"> ●キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） ●大雨注意報 ●洪水注意報 ●高潮注意報

	発令種別	避難行動	防災気象情報等
警戒レベル1	—	防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	●早期注意情報（警報級の可能性）（大雨に関して翌日までの期間に〔高〕または〔中〕が予想されている場合）

第2款 避難指示等の発令基準【危機管理室、土木部】

河川の溢水や崖崩れ等が発生し、または発生するおそれがあり、区民を避難させる必要があると認めるときは、区長は、警察署長および消防署長と協議して、高齢者等避難、避難指示を発令します。

1 洪水・浸水害の場合

水害ハザードマップにおける「河川氾濫時の浸水区域」を、避難情報を発令する対象地域として想定します。具体的には、【資料編 資料30-034】の地域とします。

区内を流れる石神井川や白子川は、降雨により急激に水位が上昇し、警報1（警戒水位）を超えた後、時間をおかずに警報2（危険水位）に到達し、さらに氾濫するケースが予想されます。そのため、高齢者などの避難に要する時間等を考慮し、洪水警報が発表され今後の大雨により河川の氾濫の危険性が想定される段階で、高齢者等避難の発令を検討します。また、避難指示等の発令にあたっては、各河川の水位観測所（テレメーター）の水位情報、気象情報、現場の状況等を考慮し、以下の基準により判断を行います。

【水害時の避難情報の発令基準】

警戒レベル	区の発令	区が避難情報を発令する際の基準	周知方法
3	高齢者等避難	<p>①～③をいずれも満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①洪水警報【気象庁】</p> <p>②洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）「警戒（赤）」【気象庁】</p> <p>③流域雨量指数の予測値が6時間先までに「警戒（赤）」になっている場合【気象庁】</p> <p>※特に、夕方～翌朝に上記を満たすことが想定される場合は、避難時の安全性を考慮し、前倒して発令</p>	<p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>
4	避難指示	<p>(1) 石神井川・白子川</p> <p>①～④をいずれも満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①石神井川：氾濫危険情報【都・気象庁】</p> <p>白子川：氾濫危険情報【都】</p> <p>②区が定める警戒水位に到達【各水位観測所】</p> <p>③洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）「危険（紫）」【気象庁】</p> <p>④流域雨量指数の予測値が6時間先までに「危険（紫）」になっている場合【気象庁】</p> <p>(2) 江古田川</p> <p>次を満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）「危険（紫）」【気象庁】</p>	<p>同報系防災無線</p> <p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>エリアメール</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>
5	緊急安全確保	<p>①～③のいずれかを満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①氾濫発生水位に到達【各水位観測所、水位観測カメラ等】</p> <p>②大雨特別警報（浸水害）</p> <p>③洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）「災害切迫（黒）」【気象庁】</p>	<p>同報系防災無線</p> <p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>エリアメール</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>

【各河川の水位観測所と警報水位】

河川	水位観測所名	水位（護岸までの水位）	
		警報1 （警戒水位）	警報2 （危険水位）
石神井川	溜渕橋	-100cm	-50cm
	富士見池	-80cm	-30cm
	稲荷橋	-100cm	-50cm
	すずしろ橋	-100cm	-50cm
	神路橋	-100cm	-50cm
	宮宿橋	-100cm	-50cm
白子川	松殿橋	-100cm	-50cm
	三ツ橋	-158cm	-50cm
	比丘尼橋 上流調節池	—	※ 50cm
	越後山橋	-100cm	-50cm
	子安橋	-100cm	-50cm

※ 比丘尼橋上流調節池は、50cm水が貯まると警報2（危険水位）に達します。

2 土砂災害の場合

練馬区内には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（15箇所）と土砂災害特別警戒区域（11箇所）が指定されています。これらの地域を、避難情報を発令する対象地域として想定します。

【資料編 資料30-034参照】

高齢者などの避難に要する時間等を考慮し、大雨警報（土砂災害）が発表され、今後の大雨により土砂災害の危険が想定される段階で高齢者等避難の発令を検討します。

また、避難指示の判断にあたっては、土砂災害警戒情報の発表を判断の基本とします。

【土砂災害時の避難情報の発令基準】

警戒レベル	区の発令	区が避難情報を発令する際の基準	周知方法
3	高齢者等避難	<p>①～③のいずれも満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①大雨警報（土砂災害）【気象庁】</p> <p>②大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「警戒（赤）」【気象庁】</p> <p>③土砂災害警戒情報発表の可能性が示唆された場合【都・気象庁】</p> <p>※特に、夕方～翌朝に上記を満たすことが想定される場合は、避難時の安全性を考慮し、前倒しで発令</p>	<p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>
4	避難指示	<p>①～②のいずれも満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①土砂災害警戒情報【都・気象庁】</p> <p>②大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「危険（紫）」【気象庁】</p>	<p>同報系防災無線</p> <p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>エリアメール</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>
5	緊急安全確保	<p>①～③のいずれかを満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①土砂災害発生情報【防災関係機関、住民等の情報】</p> <p>②大雨特別警報（土砂災害）</p> <p>③大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「災害切迫（黒）」【気象庁】</p>	<p>同報系防災無線</p> <p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>エリアメール</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>

3 早めの判断が求められる場合

台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表または発表される恐れがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行います。また、大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合にも早めの判断を行います。

4 避難指示等の解除

避難指示等の解除については、水害に関して、水位が警報2（危険水位）を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として行います。また、土砂災害に関しては、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として行います。ただし、土砂災害が発生した場合には慎重に解除の判断を行うものとします。

第3款 避難情報の判断に関する関係機関の助言【危機管理室】

区長は、避難指示等の判断に際し、指定行政機関や東京都等に助言を求めることができます。助言を求めるとのできる対象機関は、次のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 水害
東京都建設局第四建設事務所（一級河川指定区間）・ 土砂災害
国土交通省砂防所管事務所、東京都建設局第四建設事務所・ 気象
気象庁東京管区气象台等 |
|---|

第4款 避難行動要支援者の避難のための情報伝達【危機管理室、福祉部】

1 高齢者等避難等の発令・伝達

高齢者等避難発令は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報です。そのため、区は高齢者等避難等の発令および伝達にあたっては、次のような配慮を行います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。・ 障害の区分によって、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。・ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで伝達する。 |
|---|

2 多様な手段の活用による情報伝達

区は、避難行動要支援者自身が避難行動に必要な情報を取得できるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行います。（第3章第2節 気象情報、警報等の伝達 参照）

第3章 医療救護対策

第1款 医療救護活動【健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

医療救護活動については、「Ⅱ防災本編 第2章 第1節」を準用します。

第2款 遺体の取扱い【危機管理室、地域文化部、区民部、警視庁、警察署、東京都保健医療局】

遺体の取扱いについては、「Ⅱ防災本編 第2章 第2節」を準用します。

第4章 交通およびライフラインの確保

第1款 警備・交通規制対策【警察署】

警備・交通規制対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第1節 警備・交通規制対策」を準用します。

第2款 公共交通機関の対策【各公共交通機関】

鉄道事業者の災害時の運転規制については、各社の規定に従い実施します。なお、大型の台風等が接近・上陸する場合等については、乗客の安全確保等の観点から、路線の特性に応じて、計画運休を実施する場合があります。

鉄道の計画運休については、国土交通省と鉄道事業者等による「鉄道の計画運休に関する検討会議」において検証を行い、令和元年10月に最終取りまとめが出されました。

【鉄道の計画運休の実施についての取りまとめ】（令和元年10月11日）

- 1 計画運休の実施について
- 2 運転再開にあたっての安全確認
- 3 利用者等への情報提供
- 4 計画運休およびその後の運転再開に関する社会的理解の醸成

第3款 ライフライン施設等の対策【東京都水道局、東京都下水道局、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本、日本郵便(株)、各公共交通機関】

ライフライン施設等の対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第3節 ライフライン施設等の対策」を準用します。

第5章 物流・備蓄・輸送対策

第1款 備蓄対策【危機管理室】

風水害時の避難所には、地震のときの避難所である「避難拠点」のようにあらかじめ飲料水や食料、生活必需品を備蓄していません。

そのため、避難所開設前に区内に22か所ある集中備蓄倉庫から必要物資を運搬し、開設に備えます。

なお、被害が長期化した場合（概ね24時間を超える場合）には、追加で物資を運搬します。

上記以外の備蓄対策については、「Ⅱ防災本編 第4章 第1節 備蓄対策」を準用します。

第2款 緊急輸送対策【土木部、警察署、東京都建設局】

緊急輸送対策については、「Ⅱ防災本編 第4章 第2節 緊急輸送対策」を準用します。

第3款 飲料水・食料等の調達と供給【危機管理室、総務部、教育振興部、東京都水道局】

風水害時の飲料水・食料等の調達については、区の備蓄で対応することを原則としています。そのため、地震の際に実施する以下の対応は実施しません。

- 応急給水用資器材（スタンドパイプ）、学校の受水槽やプール水、消火栓等を活用しての応急給水活動
- 避難所での炊き出し

ただし、被害が長期化した場合（概ね24時間を超える場合）には、「Ⅱ防災本編 第4章 第3節 飲料水・食料等の調達と供給」を準用します。

第6章 被災者・避難者対策

第1節 避難誘導

高齢者等避難、避難指示の発令時等に、適切な避難誘導を行います。

第1款 災害の態様と避難【危機管理室】

災害が発生した場合でも、危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。避難を行う場合は、次のとおりです。

- 1 区民が自主的な判断に基づいて行う避難
(例：自宅の倒壊 等)
- 2 避難指示等に従って行う避難
(例：土砂災害、洪水 等)
- 3 警戒区域設定に応じて行う避難

災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することもあります。避難所への移動がかえって危険だと判断した場合には「近隣の安全な場所」へ移動することも避難行動として考えられます。さらに、「近隣の安全な場所」への避難すら危険だと判断した場合には、命が助かる可能性が少しでも高い避難行動として、建物のより安全な場所（例えば屋内の高いところや、場合によっては屋上など）へ移動する「屋内安全確保」を行うことが考えられます。

対象とする災害が水害の場合、避難指示等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令されるため、同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの避難行動が異なることとなります。

区民は、水害ハザードマップ等をもとに、立退き避難が必要な場所なのか、垂直避難等で危険から逃れられる場所なのかをあらかじめ確認・認識しておき、避難指示等が発令された場合に迷わず避難行動がとれるようにする必要があります。

第2款 避難誘導【危機管理室、警察署、消防署】

1 区役所の役割

- (1) 区長は、区域内において危険等が切迫した場合に、要避難地域および避難先を定めて避難を指示します。

- (2) 避難指示等を行った旨を東京都に報告します。
- (3) 避難の準備または指示が出された場合、警察署および消防署の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所等に誘導します。
- (4) 高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、区民防災組織等、地域住民の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行います。
- (5) 避難の準備または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておきます。

2 防災会の役割

避難指示等が出された場合には、避難する旨を区域内に伝達します。特に避難行動要支援者については、日頃の情報に基づき、避難を支援します。

3 警察署の役割

- (1) 避難指示等が出された場合には、必要な箇所に要員を配置するなどして、避難者の安全確保を図りながら、指定された避難所等に誘導します。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させます。
- (2) 避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握および危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努めます。

4 消防署の役割

- (1) 避難指示等が出された場合は、災害の規模、道路橋梁の状況および消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区、関係機関に通報します。
- (2) 避難指示等が出された場合は、災害状況および消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示等の伝達を行います。
- (3) 避難が開始された場合は、消防団員や関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとります。

5 消防団の役割

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連携をとりながら避難者の安全確保と避難場所の安全確保に努めます。

第2節 避難所の指定、開設、運営管理

風水害時には、降雨状況や河川の氾濫・浸水害等の危険性に応じて、速やかに避難所を開設し、避難者を受入れます。

第1款 風水害時の避難所の指定【危機管理室】

風水害時の避難所は、主に地区区民館や地域集会所などの区立施設であり、地震のときに開設される「避難拠点」とは異なります。

避難所は、開設する優先度に応じてA（7箇所）、B（39箇所）、C（28箇所）に分類し、降雨状況や地域ごとの河川の氾濫・浸水害や土砂災害の危険性に応じて優先度順に開設します。河川の氾濫・浸水害や土砂災害の危険性がさらに高まった場合は、区立小中学校の一部も避難所として開設します。

また、避難所の運営手順や人員体制をあらかじめ明確にし、円滑に避難所の開設・運営ができるようにするとともに、日頃から「防災の手引」や区公式ホームページ等を通じて、地震の時と風水害時の避難先が異なることを区民へ周知していきます。

1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

災対法の規定により、円滑かつ迅速な避難のための立退きを確保するため、災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定します（災対法第49条の4）。あわせて被災者が一時的に滞在するための「指定避難所」を指定します（災対法第49条の7）。

区は、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」として区立施設と区立小中学校を指定しています。

災害の種類	指定緊急避難場所	指定避難所
洪水	区立施設 区立小中学校	区立施設 区立小中学校
崖崩れ、土石流 及び地滑り	区立施設 区立小中学校	
内水氾濫	区立施設 区立小中学校	

※ 想定される浸水深が深い場所に位置している区立施設、区立小中学校は指定していません。

※ 崖崩れ、土石流及び地滑りの指定緊急避難場所は、本款「3 土砂災害時の避難所」に記載の施設のみです。

2 水害時の避難所

〔資料編 資料 30-020〕を参照

3 土砂災害の指定区域と避難所

区は、土砂災害のおそれがあると判断した場合には、状況に応じて次の避難所を開設します。

指定区域	避難所
桜台六丁目区域	桜台地区区民館 開進第三中学校
大泉町一丁目・土支田四丁目区域	土支田地域集会所 土支田中央地域集会所
南田中三・五丁目区域	南田中敬老館 南田中小学校
旭町二・三丁目区域 ※	旭町地域集会所 旭町小学校
大泉町一・三丁目区域	大泉第一小学校
関町北三丁目区域	関区民センター 関町小学校
上石神井三丁目区域	区域内に家屋がないため、指定避難所はありません。

※ 旭町三丁目については、板橋区内で指定された土砂災害警戒区域のうち一部が練馬区に該当します。

第2款 避難所の開設【危機管理室】

区は、台風接近時や集中豪雨などの際に区民が自主的に避難できるよう、台風の強さ、降雨の状況、河川の水位等を総合的に考慮して開設する避難所を決定します。

さらに、河川の溢水や崖崩れ等が発生し、または発生する恐れがあり、当該地域住民を避難させる必要があると認めたときは、追加で避難所を開設するとともに、区長は、警察署長および消防署長と協議して、避難指示等を発令します。

1 開設基準

台風接近時は、練馬区行政タイムラインに沿って、原則として台風最接近の2日前に開設する避難所を決定し、区公式ホームページやねりま情報メールなどを活用して区民へ周知します。

開設する避難所は、降雨状況や地域ごとの河川の氾濫・浸水害や土砂災

害の危険性に応じて、あらかじめ定めた開設優先度（A～C）を踏まえ決定します。

2 開設時期

台風接近時には、最接近の前日に開設します。台風以外の風水害時には、河川の溢水や土砂災害の危険等が確認された際に速やかに開設します。

3 開設および避難者の受入れ

受入体制が整った後、避難者の受入れを開始します。避難所を開設したときは、東京都へ報告するとともに、関係機関へ周知します。

また、避難所の収容人数を超える避難者が殺到することを避けるため、区（災対本部）は、各避難所からの定時報告を基に各避難所の受入人数を常に把握するとともに、区公式ホームページに避難所の混雑状況を掲載します。避難所には、区民以外（近隣区市の住民、旅行者や帰宅困難者など）の受入れも行います。

なお、風水害時の避難でも、地震の時の避難と同様、ペットの同行避難を行います。そのため、各避難所では、あらかじめペットの受入れ場所を想定しておきます。

避難所でのペットの世話は飼い主の責任で行います。また、ケージや餌は飼い主が持参することを原則とします。

ペットの同行避難については、日頃から周知を行うとともに、風水害時に作成される区公式ホームページ等でも周知します。

第3款 避難所の運営【危機管理室】

1 避難所の運営体制

避難所の運営は、危機管理室の職員、非常配備態勢動員職員および防災寮職員で行い、原則4名で運営します。運営は、避難所ごとに作成されたマニュアルやQ&A集に沿って行います。災害時に迅速に避難所を開設し、円滑に運営できるよう、避難所開設職員向けの訓練や研修を定期的に実施しています。

なお、水害時の避難所運営は、少数の職員で行わなければならないことから、運営の一部を避難者に担ってもらうことも想定します。

2 避難所の物資

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）など、過去の風水害による避難所の開設状況を踏まえ、区民等が避難所に避難する期間を概ね24時間と想定します。避難所の必要物資は、開設時に協定事業者の協力を得て輸送し、準備します。避難所に準備する主な物資は、食料（アレルギー対応

食を含む。)、飲料水、毛布、ブルーシート、間仕切り、感染症対策物品（マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液等）などです。

24時間後も避難生活が続き、長期化した場合は、必要物資を集中備蓄倉庫から追加で搬入します。

3 避難所の環境整備

風水害時の避難所についても、地震の際に開設される避難拠点と同様に内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）」等を参考としながら環境整備に努めます。

環境整備にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対しては十分な配慮を行います。

なお、環境整備について配慮する主な視点は以下のとおりです。

- (1) 避難者のプライバシーの確保
- (2) 避難スペースの暑さ、寒さ対策
- (3) 電源および通信環境の確保
- (4) 室内の衛生環境の確保

4 避難所の感染症防止対策等

- (1) 感染防止に資する避難行動の住民周知

避難所における過密抑制のため、避難行動に関して、以下のことを区民へ周知します。

- ① 水害ハザードマップで自宅が避難すべき地域なのかどうか確認すること。
- ② 2階以上への垂直避難も検討し、避難が不要な場合は自宅に留まること。
- ③ 安全な場所にある親戚や知人宅への避難を検討しておくこと。

※ ただし、自宅に留まる場合も、危険を感じたら避難を開始します。

- (2) 避難所における対策

多くの避難者が避難する避難所では、感染症対策を行いながら、運営する必要があります。そのため、感染症対策をマニュアル化し、避難所における感染症対策に取り組みます。

主な対策は次のとおりです。

- ① 過密抑制、消毒等
 - 避難者を分散させるために、通常開設するよりも多くの避難所を開設する。
 - 避難者（世帯）間の間隔を十分確保する。
 - 窓、扉を開ける等、定期的な換気を行う。
 - 健康者用スペースと、咳・熱症状者用スペースを区分けする。また、トイレや動線は可能な限り分ける。

- 咳・熱症状者用のスペースでは、避難所用屋内テント・間仕切りを使用し、飛沫感染を予防する。
 - 受付の際に、避難者の検温・体調確認し、咳・熱症状者と健康者を振り分ける。
 - 避難者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策に努める。
 - 定期的な消毒や清掃をする。
 - 感染者が出た際は、受付時に提出を求めている氏名、電話番号を活用する。
- ② 運営従事者の体制
- 従事者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策に努める。咳・熱症状者用スペースでは、必要に応じてフェイスシールド、手袋等を装備し対応する。
 - 咳・熱症状者への食事の提供は、直接接しない。
 - 避難所での感染症対策について対応するため、本部に保健師を配置する。
- ③ その他
- 感染症拡大防止や咳・熱症状者の人権に関する啓発をする。
 - 在宅避難、避難時に持参するものを周知する。

第4款 隣接自治体との連携【危機管理室】

居住する地域により、区が開設した避難所に避難するよりも、隣接区市の避難所に避難した方が近い、あるいは安全な場合があります。そのため、区は、台風接近時などの風水害時には隣接する区市と事前に確認のうえ、隣接区市の避難所開設状況を区公式ホームページで区民に周知します。また、隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に受け入れます。

区は、災害発生時に隣接区市と協力して災害対応を行うことができるよう、平常時から、情報交換や災害時の開設避難所の確認を行うなど、連携強化に努めます。

第3節 水害時要支援者対策

区は、浸水や土砂災害のおそれのある地域に住んでいる方で、風水害時に一人で避難できず支援が必要となる「水害時要支援者」を避難行動要支援者名簿に登録したうえで、個別避難計画（台風接近時）を作成し、避難支援を行います。

水害と地震の複合災害、水害の規模が甚大化した場合の対応、また本節に記載のない事項については、「Ⅱ防災本編 第5章 第2節 避難行動要支援者対策」の記載を適宜準用して災害対応を行います。

第1款 水害時要支援者の支援【福祉部、危機管理室】

1 個別避難計画（台風接近時）の作成

風水害時に一人で避難できず支援が必要となる「水害時要支援者」を避難行動要支援者名簿に登録したうえで、個別避難計画（台風接近時）を作成し、台風接近時の避難支援に活用します。

この個別避難計画（台風接近時）は、風水害時に浸水や土砂災害のおそれがある地域に住んでいる方で、身近に避難支援をしてくれる人がいない方を抽出して作成しています。

区公式ホームページ等で、台風接近時の避難支援制度や避難行動要支援者名簿の登録について周知しています。また、毎年出水期前には、区職員が浸水リスクの高い地区の住居を戸別訪問し、自力で避難することが難しい方に名簿登録を勧奨しています。

2 水害時の福祉避難所の開設

台風接近時、避難所の開設に合わせて、福祉部は、福祉避難所の開設を2日前に決定します。

福祉避難所の開設決定後、個別避難計画を作成した方に電話で避難支援の要否を確認し、開設予定の福祉避難所へ避難者の受入れを要請します。

福祉避難所の開設および受入れは、台風の最接近の前日から開始します。

3 避難支援体制

区は、協定団体に依頼し、避難支援が必要な方を自宅から福祉避難所まで車両で移送します。

また、台風通過後に福祉避難所を閉鎖したときは、自宅まで移送します。

第7章 区民生活の早期再建

第1節 障害物の除去・消毒

区民生活の維持、公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行います。

第1款 道路障害物除去【土木部、警察署】

区は、道路上の障害物の状況を調査し、所管道路上の障害物を除去します。
警察は、交通確保の観点から、交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者および関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力します。
必要により、区内の土木・建設業の各団体に対し、資器材等の提供を要請します。

第2款 河川障害物除去【土木部】

1 除去目標

区内の河川の流水の障害となる流失物を除去し、その機能の確保を図ります。

2 実施方法

障害物となる流失物等があり、流水の障害となる場合は除去に努めます。
除去障害物の処理場所は、あらかじめ定めます。

第3款 住宅関係障害物除去【土木部】

1 住家に流入した土砂、竹木等の除去

住家に流入した土砂、竹木等の除去は、次に掲げる救助法の基準に基づき実施します。

- ① 障害物のため当面の日常生活を営みえない状態にあるもの
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの
- ④ 住家が半壊または床上浸水したもの
- ⑤ 原則として当該災害により直接被害を受けたもの

半壊、床上浸水家屋のうち、急を要するものを選定して実施します。

2 実施の機関

- (1) 救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として実施します。
- (2) 救助法適用後は、除去対象戸数および所在を調査し、東京都に報告するとともに、東京都と協力して実施します。
- (3) 東京都は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施します。

第一次的には区保有の器具、機械を使用して実施し、労力、機械力が不足する場合は、東京都に要請し、隣接区市からの派遣を求め、さらに不足する場合は東京建設業協会等に対して資器材、労力等の提供を要請します。

第4款 風水害廃棄物の処理【環境部】

区は、区内において発生した台風や集中豪雨などの風水害により排出される廃棄物の処理を行います。処理の対象となる廃棄物は、以下のとおりです。

- (1) 区内の一般家庭から排出される廃棄物を対象に処理を行います。
- (2) 小規模事業者から排出される廃棄物については、一般家庭から排出されるものに準じます。
- (3) 家電リサイクル法対象品目と、資源有効利用促進法に定めるパソコン等の対象品目についても対象とします（ただし事業系を除く。）。

なお、被災者は、被災状況により、廃棄物処理手数料の減免を受けることができます。

第5款 消毒【危機管理室、健康部】

区は、床上浸水等の被害を受けた住家等を、必要に応じて消毒します。

水災害応急対策本部が設けられている場合は、本部の指示によります。

水災害応急対策本部が設けられない場合は、危機管理室と練馬区保健所が協議して消毒を実施します。

第2節 区民生活の早期再建

1 被災者台帳の整備【区民部、各部】

被災者台帳の整備については、「Ⅱ防災本編 第6章 第3節」を準用します。

2 住家被害認定調査【危機管理室、都市整備部】

住家被害認定調査については、「Ⅱ防災本編 第6章 第4節」を準用します。

3 り災証明書の発行【危機管理室、区民部、都市整備部】

り災証明書の発行については、「Ⅱ防災本編 第6章 第5節」を準用します。

4 区民生活の援護【危機管理室、区民部、福祉部】

区民生活の援護については、「Ⅱ防災本編 第6章 第6節」を準用します。

5 ごみ・し尿・がれきの処理【危機管理室、環境部、東京都】

ごみ・し尿・がれきの処理については、「Ⅱ防災本編 第6章 第8節」を準用します。

6 応急住宅対策【都市整備部】

応急住宅対策については、「Ⅱ防災本編 第6章 第9節」を準用します。

第8章 富士山噴火降灰対策

第1節 富士山の現況等

富士山の噴火による降灰の影響を予測し、降灰被害を軽減するための対策を定めます。

第1款 富士山の現況等

1 富士山の概要

富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、比較的活動度の高い火山です。標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山です。山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩くなっていますが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっています。気象庁が噴火予報・警報の発表を開始した平成19年12月以降、令和5年10月までの間、富士山の噴火警戒レベル[※]は5段階中一番下のレベル1（活火山であることに留意）で推移しています。

※ 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表されます。

2 富士山の活動史

富士山は、今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約5千年前に現在のような美しい円錐形火山となったと考えられています。それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述があります。

1万年前から現在に至るまでも富士山は活発な火山活動を行ってきましたが、歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりです。1,707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いています。

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802年(延暦19～20年)	大量の降灰、噴石。	延暦(えんりやく)噴火
864～866年(貞観6～7年)	大規模噴火。溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害。噴火の最盛期は噴火開始から2ヶ月程度まで。	貞観(じょうがん)噴火
937年(承平7年)	噴火。スコリア降下。溶岩流。	
999年(長保元年)	噴火。	
1,033年(長元5年)	溶岩流が山麓に達した。	
1,083年(永保3年)	爆発的な噴火。	
1,435または1,436年 (永享7年)	噴火。スコリア降下。溶岩流。	
1,511年(永正8年)	噴火。	
1,707年(宝永4年)	49日前に、M8.6の宝永地震(東海・東南海・南海の連動地震)が発生。噴火前日から火山性地震が群発、12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。	宝永(ほうえい)噴火

3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている富士火山の噴火の主な特徴は、次のとおりです。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火およびこれらの混合型の噴火で、少数ではありますが火砕流の発生も確認されています。
- (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火していますが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていません。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2,200年前以降で最大の爆発的な火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火です。
- (4) 古文書などの歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されています。

第2款 国による検討

平成12年10月から12月および翌年4月から5月には、富士山直下の深さ15km付近を震源とする火山性地震（低周波地震）の多発が観測され、あらためて富士山が活火山であることが認識されました。仮に噴火した場合には、他の火山と比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じる恐れがあるため、平成13年7月に、国、関係する県および市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（のちに東京都も参加）されました。また、平成17年9月には「富士山火山広域防災対策」がとりまとめられ、中央防災会議に報告されました。

同協議会が作成する富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）では、過去3,200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といった各現象について、数値シミュレーション等から噴火活動による影響想定範囲等が求められました。富士山の噴火に伴い次のような被害が想定されています。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震（地殻変動）、津波、空振、火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ、落石

第3款 噴火による被害想定

1 被害想定

- (1) 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とします。
- (2) 区は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されます。
- (3) 実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など、様々な条件によって変化します。
- (4) 噴火の規模と被害の概要は、次のとおりです。

区分	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	① 梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	

区分	内容	
被害の程度	練馬区 2～10cm程度 (八王子市および町田市の一部 10cm程度、その他の地域 2～10cm程度)	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライ フライン・農林水産業・商工業・ 観光業への影響
	降灰後の降雨な どに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう 人的・物的被害

参考：「東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）」

2 降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典：富士山火山広域防災対策基本方針（平成18年2月）より

第2節 降灰対策

降灰被害発生時の情報収集・伝達を行い、円滑な応急・復旧対策を行います。

第1款 火山・降灰情報の収集・伝達【危機管理室】

1 噴火警報等

平成19年12月に気象業務法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入されました。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報、火山周辺警報が発表されることとなりました。

発表される噴火警戒レベルは次のとおりです。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。
警報	噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺 警戒	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山で あることに 留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

2 降灰予報

気象庁は、平成20年3月から、降灰予報の発表業務を開始しました。平成27年3月からは噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、より詳細な情報を伝えています。

(1) 降灰予報（定時）

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間後までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的（3時間ごと）に発表します。

(2) 降灰予報（速報）

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火後5～10分程度で速やかに発表します。

(3) 降灰予報（詳細）

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先まで（1時間ごと）の詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します。

(4) 降灰量

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現します。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示します。

Ⅲ風水害等編

第8章富士山噴火降灰対策

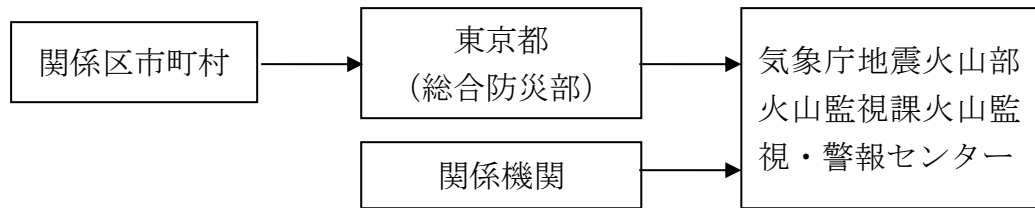
<降灰量階級表（気象庁）>

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上【外出を控える】	完全に覆われている	視界不良となる	外出を控える。慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	運転を控える降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm≦厚さ≦1mm【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護。喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する。短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある（0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）。	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる。	窓を閉める。火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰。火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

3 降灰情報の集約

都内の降灰の状況は、次の経路を通じて気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターに集約されます。



降灰調査項目は、次のとおりです。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ※
(※可能な場合)

東京都および各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表されます。解説資料は、東京都、区市町村、関係防災機関に伝達されます。

4 降灰情報の伝達

区は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、区民防災組織等に通報するとともに、警察署等の協力を得て区民に周知します。

第2款 宅地の降灰対策【危機管理室、東京都都市整備局、国土交通省都市・地域整備局】

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や区民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力が失われることとなります。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻すことが必要です。

宅地に降った火山灰は、所有者または管理者が対応することが原則ですが、

Ⅲ風水害等編

第8章富士山噴火降灰対策

一般の区民では対応が困難な対策については、区が対応します。また、各関係機関は、平常時からの緊密な情報交換に基づき必要な対策を行います。

各関係の対応は、次のとおりです。

機関名	内 容
区	宅地の降灰について、以下の対策を行う。 ○ 降灰予報やその他火山情報の把握 ○ 宅地の降灰運搬 ○ 収集した降灰の処分 ○ 測定 ○ 被害額の算定・報告
東京都 都市整備局	降灰予報やその他火山情報の把握、測定 測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告および通達を行う。
国土交通省 都市・地域 整備局	東京都および区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講じる。

第3款 火山灰の収集および処分【危機管理室、環境部】

1 火山灰の収集・運搬

- (1) 火山灰の収集は、原則として土地所有者または管理者が行うものとします。
- (2) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとします。
- (3) 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行うものとします。
- (4) 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとします。

2 火山灰の処分

- (1) 火山灰の処分の方法については、関係機関との検討を踏まえ、今後詳細に決定します。
- (2) 東京都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すこと等について引き続き要望していくことから、区はこの方針に従うものとします。

第4款 応援協力・派遣要請【危機管理室、自衛隊、東京都総務局】

降灰による被害を受け、または受ける恐れがある場合の応援協力・派遣要請についての対策は、「Ⅰ防災共通編 第2部 第3章 第1節」を準用します。

第5款 医療救護【健康部】

降灰による被害発生後の、被災者に対する医療救護についての対策は、基本的には、通常態勢にて行いますが、必要に応じて、「Ⅱ防災本編 第2章 第1節」を準用した活動を行います。

第6款 警備・交通規制【警察署】

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されるため、適切な交通規制を実施することが必要です。降灰時の対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第1節」を準用します。

第7款 交通機関の応急・復旧対策【各公共交通機関】

降灰により交通機関が被害を受けた場合の対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第2節」を準用します。

第8款 ライフライン等の応急・復旧対策【東京都水道局、東京都下水道局、NTT東日本】

降灰により、ライフライン等が被災した場合の対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第3節」を準用します。

第9款 避難【危機管理室、教育振興部、福祉部、健康部】

降灰による避難についての対策は、「Ⅱ防災本編 第5章」を準用します。

第9章 その他の応急対策活動

第1節 小災害応急対応

救助法が適用されない小災害で区民が被害を受けた場合、あるいは受けるおそれがある場合の応急活動を行います。

第1款 活動内容【危機管理室】

練馬区の区域内において、豪雨・火災等の救助法が適用されない小災害によって区民が被害を受け、災害の原因者が措置できないときは、区は、次の応急活動を実施します。

- ① 情報の収集、伝達
- ② 関係部局との連絡
- ③ 被害状況の調査
- ④ 災害見舞金の支給
- ⑤ 一時的避難所の設置

第2款 態勢【危機管理室】

- 1 危機管理室長は、消防署、警察署、区民等から災害発生 of 通報を受けたときは、直ちに区長に連絡するとともに、区における救護活動を総括します。
- 2 危機管理室長は、応急救護活動に必要と認めるときは、関係部局の長へ協力を要請して、所属員を救護活動に従事させることを求めることができます。

第2節 区民の避難を伴う災害の対策

救助法が適用されない災害で、区民の避難を伴う災害についての応急活動を行います。

区は、区民の避難を伴う事故等の際には、不発弾処理の本部体制に準拠した対応を行います。また、その事故等の影響が区内全域に及ぶ場合は、防災本編に定める対応に準じた体制をとります。

区民の避難を伴う事故等として想定されるものは、大規模な火災、危険物等の漏洩、有毒ガスの漏洩、核燃料物質輸送車両の事故、航空機の墜落等が考えられます。

核燃料物質の輸送中に万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において決められた安全対策が取られます。この際に、区は、練馬区放射線危機管理ガイドラインに基づき、東京都から事故の情報を得た場合に、警察署・消防署もしくは現地係官および専門家が行う現場への立ち入り制限、住民の避難等必要な措置に協力します。

第3節 不発弾等の処理活動

不発弾が発見された場合、発見から処理まで速やかに対応します。

第1款 不発弾の発見から処理まで【防災関係機関】

区内の一部には、先の第二次世界大戦の際に投下された爆弾が、地中深く存在している場合があります。昭和40年から平成元年にかけて、18発の不発爆弾（250kg～1 t）が発見され、自衛隊により処理されています。

また、隣接の区・市で発見された場合には、避難区域が練馬区に及ぶことがあります。この場合に、区および防災関係機関は区民の生命・身体・財産を守るために、協力して不発弾処理にあたります。

なお、発見から処理終了までの流れは、第3款に示すとおりです。

第2款 対策本部体制【防災関係機関】

1 対策本部体制の確立

- ① 対策本部設置
発生状況の報告、本部長その他の組織体制の確立、本部設営場所の確定、仮設電話の設置（使用料免除）、区民からの問い合わせへの窓口の設置、関係機関との調整窓口設置、自衛隊との協定、補助金申請
- ② 調整会議の開催
- ③ 職員動員計画の策定
- ④ 情報連絡体制の確立
（現地本部と避難誘導活動および現地本部と後方支援機関等）
- ⑤ 防災関係機関の待機等の体制確立
- ⑥ 後方支援体制確立 → 防災センター機能の活用

2 警備および交通規制・立ち入り規制

- ① 避難指示地域の確定
- ② 交通規制の確定（警察等との調整）
- ③ 警備計画の策定 → 担当ブロック制等による避難誘導（警察等との調整）
- ④ 交通規制の周知（交通機関との調整）
交通規制看板の設置、交通規制予告看板の設置、交通規制周知看板の設置、迂回路告知看板の配置、迂回路チラシの配布（運転手用）

3 避難誘導計画

- ① 避難所の設置
- ② 医療救護所の設置および救護班の設置
- ③ 避難誘導（各戸の確認等）
→ 担当ブロック制等による避難誘導

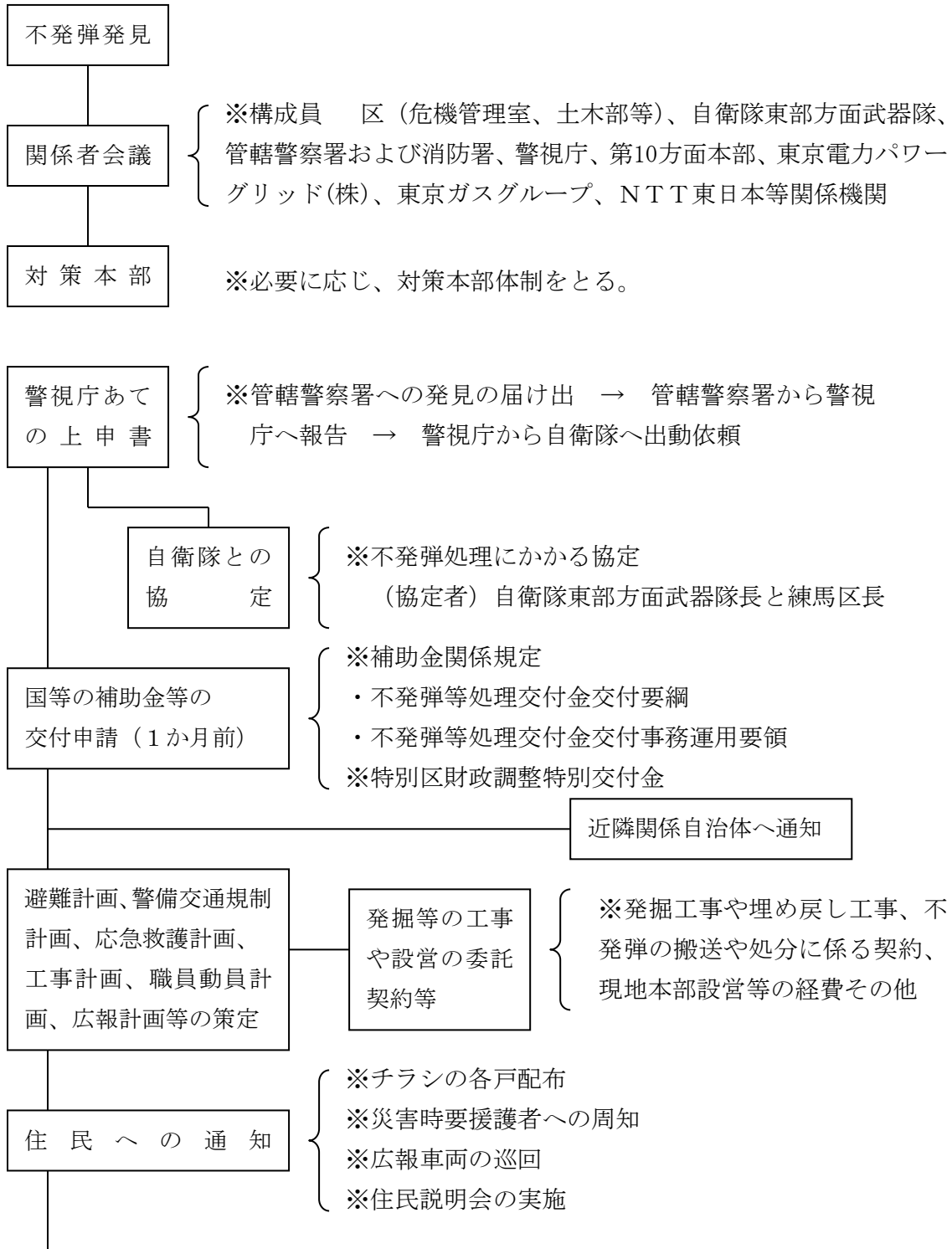
4 広報計画

次のとおり行います。

詳細は、「Ⅱ防災本編 第1章 第1節」によります。

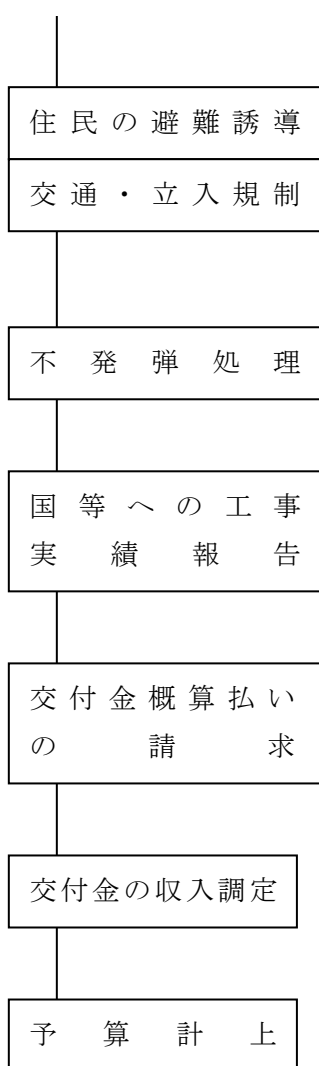
- ① 区報・区公式ホームページおよび防災気象情報メール等による周知
- ② 避難指示チラシの各戸配布
- ③ 広報車の巡回

第3款 不発弾の発見から処理終了まで【防災関係機関】



(次ページへ)

(前ページより)



- ※警察官・区職員による規制
- ※避難所の設営
- ※災害時要援護者への配慮 (チェア・キャブ等の手配)
- ※広報車両の巡回
- ※地域防災無線放送による周知・サイレン
- ※取材ヘリ等航空機の上空飛行制限 (作業障害となる)

- ※防災行政無線放送による開始・終了のサイレン

